

## 通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方 (取りまとめ)

- 資料2-1 「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方 ～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～ (案)」意見公募結果の概要
- 資料2-2 報告書案に対して寄せられた意見とそれに対する考え方 (案)
- 資料2-3 通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方 ～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～ (案)

「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方  
～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～（案）」  
意見公募結果の概要

1. 意見提出者（50音順）

- ・ アイコム株式会社
- ・ アイピーモバイル株式会社
- ・ イー・モバイル株式会社
- ・ 株式会社ウィルコム
- ・ KDD I 株式会社
- ・ 株式会社サンテレコムジャパン
- ・ 株式会社ジャパンエニックス
- ・ 水洋会、社団法人全国船舶無線工事協会
- ・ 全国移動無線センター協議会
- ・ 社団法人全国陸上無線協会
- ・ ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
- ・ 電気事業連合会
- ・ 財団法人日本移動通信システム協会
- ・ ネクスネット株式会社
- ・ 広島特機サービス株式会社
- ・ 株式会社フジテレビジョン
- ・ 松電産業株式会社
- ・ 松電産業株式会社福岡営業所
- ・ モトローラ株式会社

## 2. 応募意見の概要

※ 意見1～12の詳細及び意見に対する考え方については、資料2-2「報告書案に対して寄せられた意見とそれに対する考え方」を参照。

### I 報告書全体

- ・ 内容に賛同し、早期実現を要望する意見（意見1）が多数。

### II 試験目的の無線局の拡大

- ・ 試験無線局（仮称）制度創設に賛同する意見（意見3）が多数。
- ・ 携帯電話・PHS事業者等から手続の簡略化等について要望（意見5-1）がある一方で、既存無線局との混信がないように求める意見もあった（意見5-2）。

### III 無線局等間の調整の円滑化

- ・ 携帯電話・PHS・MCA関係者を中心に斡旋・仲裁制度創設に賛同する意見（意見6-1・6-2）が多数。
- ・ MCA・携帯電話間のトラブル解消を期待する意見（意見6-2）、免許人・紛争当事者の費用負担に配慮を求める意見（意見7）もあった。

### IV 新システム導入手続の迅速化

- ・ 携帯電話・MCA関係者から技術基準の簡素化、電波監理審議会手続の簡素化について賛同する意見（意見9）があった。

### V 電波の柔軟な利用

- ・ 無線局の運用者を一時的に変更する制度の創設について、賛同する意見（意見11）が多数。
- ・ 報告書案で例示されていない適用対象について、これを制度の適用対象とすることを求める意見（意見12）も多数。携帯電話・BWAの基地局、携帯電話・BWA・PHSのレピータ、MCA、電気事業用の無線局について、適用を求める意見があった。

## 報告書案に対して寄せられた意見とそれに対する考え方（案）

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において取りまとめられた報告書案「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方 ～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～（案）」を平成18年12月22日（金）に公表し、これに関して広く内外からの意見を平成19年1月15日（月）まで求めたところ、次の意見提出者より19件の意見が寄せられた。

### 【意見提出者（五十音順）】

- ・ アイコム株式会社
- ・ アイピーモバイル株式会社
- ・ イー・モバイル株式会社
- ・ 株式会社ウィルコム
- ・ KDDI株式会社
- ・ 株式会社サンテレコムジャパン
- ・ 株式会社ジャパンエニックス
- ・ 水洋会、社団法人全国船舶無線工事協会
- ・ 全国移動無線センター協議会
- ・ 社団法人全国陸上無線協会
- ・ ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
- ・ 電気事業連合会
- ・ 財団法人日本移動通信システム協会
- ・ ネクスネット株式会社
- ・ 広島特機サービス株式会社
- ・ 株式会社フジテレビジョン
- ・ 松電産業株式会社
- ・ 松電産業株式会社福岡営業所
- ・ モトローラ株式会社

報告書案全体	
意見	考え方
<p>意見1 報告書案の内容に賛同。その早期実現を要望。</p> <p>○ 本報告書案が提言する制度見直しに賛成いたします。 第Ⅵ章に述べられているとおり、技術革新の動きは早く、経済社会の発展に的確に対応するためにも制度改正の早期実現をお願いします。 (社団法人全国陸上無線協会)</p> <p>○ 本報告書案が提言する制度見直しに賛成いたします。 経済社会の発展に的確に対応するためにも制度改正の早期実現をお願いします。 (ネクスネット株式会社)</p> <p>○ 本報告書案に賛同いたします。 新システム・新サービスのより円滑な実現を促す見地から、アンケート等実施対象者からの具体的な要望を踏まえて、電波利用について技術革新の成果が迅速に市場に投入されるための方策として、早急に措置できると考えられるものについて提言が行われており、大変に有益かつ画期的なことと考えております。 (アイコム株式会社)</p> <p>○ 本報告書の提言する制度の見直しに賛成いたします。 様々な技術革新ならびに経済・社会活動に柔軟かつ迅速に対応できるような制度、限られた周波数を有効に利用できるような制度となることを希望します。 様々なシステムやサービスが存在し、新たな技術を導入する場合、報告書にある「試験目的の無線局の拡大」、「無線局等間の調整の円滑化」、「新システム導入手続きの迅速化」は必要なものであり、「電波の柔軟な利用」に関しては、電波の有効活用として必要な手段と考えます。そのための「電波法制の見直し」は必要であると考えます。 (株式会社ジャパンエニックス)</p>	<p>考え方1</p> <p>本報告書において提言する事項について、早期に実現が図られることを関係各位に要請する。</p>

○ 報告書(案)の提言する制度の見直しに賛成します。  
報告書第IV章に記述されているように技術革新のスピードは早く、経済の発展に対応する為に制度改正の早期実現をお願いいたします。

(株式会社サンテレコムジャパン)

○ 技術革新が急速に進む中、その成果を円滑に市場に投入されることを目的とした電波法制度に関し、電波利用者に対するアンケート調査・ヒアリング等を含めた幅広い御検討が行われました。その結果、①試験目的の無線局の拡大、②無線局等間の調整の円滑化、③新システム導入手続の迅速化、④電波の柔軟な利用の4つの観点から提言がまとめられました。いずれの提言も市場投入の円滑化に大いに資するものであり PHS 事業の発展に寄与するものとして賛同するとともに、早期の制度化を希望します。

(株式会社ウィルコム)

○ 本報告書案にてご提言頂いている電波法制に係る措置は電波を利用してサービス提供を図る者にとって、開設機会の増加や円滑な開設など無線局運用に係る利便向上が図られるほか、新たなサービスを実現するための効率的な電波利用につながるものと考えております。

当提言につきまして、是非推し進めていただきたいと存じます。

(アイピーモバイル株式会社)

○ 急速な技術革新の成果が円滑に且つ迅速に実用化されるため、本研究会が電波法制について措置を講ずる必要があると提言されている内容について賛同いたします。

提言の具体的施策の早期実現に期待いたします。

(モトローラ株式会社)

○ 本報告書案は、近年の通信と放送の分野の技術革新（イノベーション）の急速展開及び周波数の逼迫状況等に即応した情報通信分野の政策提言であり、1.7GHz 帯全国バン

<p>ドで新規参入を行う当社としても大いに歓迎いたします。</p> <p>また、本報告書案で示されている論点については、多くの関係諸団体の意見が反映されたものであり、極めて透明度の高いプロセスで本報告書が作成されたことは、当社は意義のあることであると考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社)</p> <p>○ (案) について、概ね賛成です。</p> <p>(全国移動無線センター協議会)</p> <p>○ 弊社は、試験目的の無線局の拡大、無線局間調整の斡旋・仲裁制度の導入、新システム導入手続の迅速化、無線局の運用者の一時的な変更制度の創設の4項目の措置を講じる報告書(案)に賛同致します。</p> <p>(ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>意見2 今まで分かりにくかった手続が明確にされている点は評価。</p> </div> <p>○ 全般的に電波の有効利用を目指した簡素化と法整備についてまとめられており、今まで判りにくかった手続が明確にされている点は評価できる。</p> <p>(株式会社フジテレビジョン)</p>	<p>考え方2</p> <p>_____</p>
--	--------------------------

第Ⅱ章 試験目的の無線局の拡大	
意見	考え方
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>意見3 試験無線局(仮称)制度の創設に賛同。</p> </div> <p>○ 賛成</p> <p>(松電産業株式会社、松電産業株式会社福岡営業所)</p> <p>○ 本報告書案が提言する制度見直しに賛成いたします。</p>	<p>考え方3</p> <p>「考え方1」に同じ。</p>

(財団法人日本移動通信システム協会)

- 電波の有効利用に寄与するとともに新しいサービス提供形態が創出されるものと考えますので、早期に実現していただきますようお願いいたします。

(アイコム株式会社)

- 実用性の高い無線システムを用いて技術的可能性や需要動向を調査・検証するための無線局制度の導入に賛成いたします。近年、ワイヤレス・ブロードバンドに対する需要の高まりに事業者が対応するためにも、試行的に無線局を開設し、技術的な試験や需要動向の調査を行うニーズは高まっております。当社としても、導入された場合は電波の有効利用に資する新サービスの導入に本制度を積極的に活用してまいりたいと存じます。

(イー・モバイル株式会社)

- 原則的に賛成です。

【事由】

1) 従来の実験局においては、単一波的と思われる割り当てで免許されて居り、当地(広島県西部)のごとき山あり急傾斜の谷ありの段々とした複雑な地形における地域においての実験(実用化)を行うにあたっては、実際に開設を行おうとしている実態に近い電波において行うべきである。

2) 電気通信事業用等(特にCDMA)においては、事前に使用する帯域幅に近い運用実態を考えた実験等を行い、他の既設の無線局に支障を与えないかどうかの検証等を予め実験局において行える等が必要である。

(広島特機サービス株式会社)

- 「電波の利用の効率性の試験」、「電波の利用の需要に関する調査」を実施できるよう実験局の開設目的の拡大が提言されています。

現行の実験無線局が、本来の目的と併せてこれらの目的も付随的に実施できることとなることは大いに賛同いたし



ます。

(株式会社ウィルコム)

意見4 エリア調査、混信調査、レーダ等の実験等を試験無線局(仮称)の対象となることを明確にして欲しい。

- 「試験無線局」には、エリア調査、混信調査等に利用するものも含まれるよう希望します。

(理由)

現行の「実験局」も一部ではそのような利用も行われていますが、定義上明確性を欠いていると思われるので、それを包含・拡大した新たなカテゴリーとして制度化することは意義のあることと考えます。

(全国移動無線センター協議会)

- 今回提案されている試験無線局(仮称)の中には、現在実験局として免許を受けているレーダー等の実験局(教育用/教育に関する事項、実験用/無線機器の開発製造に関する事項、実験用/無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項並びに製造販売修理事業用/製造販売修理事業に関する事項)も含まれているのか。

(水洋会、社団法人全国船舶無線工事協会)

意見5-1 試験無線局(仮称)の手の簡略化等を要望。

- 専らこれらの目的で開設される試験無線局(仮称)については、市場動向、技術動向に応じた適宜適切な時期に開設希望が行われ、開設期間も短期間となる場合が多いと想定されます。したがって、現行の実験無線局の制度に増して、より迅速で簡便かつ柔軟な免許手続きとなるような制度化を望みます。

(株式会社ウィルコム)

- 無線局の開設目的が拡大され円滑な無線局開設が図られ

考え方4

既存技術を含めた技術的可能性や利用者の需要動向を検証するために開設する無線局は、「実験無線局」又は本報告書の提言する「試験無線局(仮称)」に該当することになると考えられる。

考え方5

制度の具体化・運用に当たっては、他の無線局への混信等が排除される等の要件が確保される範囲で、可能な限り手の簡略化等を進めていく必要がある。

ることにより、新サービス等への実現がより近くなると思われま。今後、無線局開設機会も増えていくことが予想されることから、手続きの簡略化ならびに申請手数料等の軽減についてご検討を要望いたします。

(アイピーモバイル株式会社)

- レーダー等の実験用実験局（無線機器の開発製造に関する事項）は、無線機器の製造段階（出荷段階）で実際に電波を自由空間に発射しなければ性能評価ができないために開設しており、これらの同一機種を大量生産するものについてはアンケートで意見を述べたとおり無線局の免許手続きの簡素化について検討する必要がある。

(水洋会、社団法人全国船舶無線工事協会)

- 試験目的の無線局の拡大、無線局の運用者の一時的な変更制度の創設については、更にもう一步踏み込んだ措置の追加を要望致します。また、上記項目に関連する制度の変更につきましては、出来る限り早急の実現できるよう強く要望致します。

既に免許人に割当て済みの周波数である場合、違うサービス・システムを含めて、同一免許人であれば試験無線局(仮称)の開設が同時に出来るよう緩和すべき

試験無線局(仮称)で運用される周波数については、出来る限り広く周波数等を告示し、運用される必要があると提言されているが、更なる柔軟な運用のため、他の無線局への影響が無いことが確認されることを条件に、携帯電話周波数等の告示された周波数に加えて、違うサービス・システムを含めて、同一免許人であれば試験無線局(仮称)の開設が同時に出来るよう緩和すべきである。

(ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社)

意見5-2 既存無線局への混信を防ぐ必要がある。

<p>○ 試験無線局の乱立による既存無線局への混信は防ぐ必要があり、免許審査においては試験計画の経済面の効用だけではなく、混信を受ける可能性のある既存無線局の社会インフラにおける位置付け、またその重要度ならびに公共性を客観的に評価した上で、当該周波数における試験無線局設置の妥当性を検証すべきだと考える。</p> <p>(株式会社フジテレビジョン)</p>	
--	--

第Ⅲ章 無線局等間の調整の円滑化	
意見	考え方
<div data-bbox="188 891 912 945" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見6-1 斡旋・仲裁制度の創設に賛同。</p> </div> <p>○ 斡旋・仲裁制度の早期導入を要望いたします。</p> <p>(アイピーモバイル株式会社)</p> <p>○ 無線局間調整の斡旋・仲裁制度の導入に賛成いたします。昨今の競争の進展に伴い、新サービスや新システムの導入には迅速さが求められております。新しい無線サービスを円滑に実現させるためには、既存免許人との調整は必要不可欠ですが、現在の周波数の逼迫状況や無線局の増大から勘案するに、迅速な二者間での調整が不可能な場合もあるかと存じます。そのような場合には、同制度によって早期の解決が可能となり得ますので、導入は有益であると考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社)</p> <p>○ 従来、無線局等間の調整は免許人間で解決が図られてきており、今後とも免許人間で対応することが基本と考えますが、中立公平な立場で斡旋・仲裁する制度が創設されることは、将来、万が一調整が難航した場合に備えて大いに有意義と考えます。</p> <p>(株式会社ウィルコム)</p>	<p>考え方6-1</p> <p>「考え方1」に同じ。</p>

○ 八条機関とすることに賛成です。なお、実効性が確保できる枠組みにして欲しいと思います。

(全国移動無線センター協議会)

意見6-2 斡旋・仲裁制度の創設に賛同。850MHz帯のMCAの無線局が妨害を受けており、保護が必要。この事例を想定事例として明記すべき。

○ 条件を付して賛成を致します。

これらの内、貴方想定事例に記載されているように、後発の無線局は当然ながら、

イ) その無線局は、他の無線局に、その運用を阻害するような混信等の妨害を与えてはならない。

ロ) その他、法の定めにより、後発の無線局が必要な対策・処置を行うことと成っている。

しかしながら、近年の携帯電話等の普及に伴ってか、特に860MHz帯付近に広帯域な雑音を含む信号が沢山発射されており、これらについては財団法人 移動通信システム協会を通じて再三要望しているも、殆ど解決に至って居りません。

ついては、今回提出の要旨をふまえて早期に成立される様、願いたい。

1) 想定事例に記載されているところの後発局は、当然ながら電波法において

イ) (混信の防止)

無線局は、他の無線局に(途中略)その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。(後略)

ロ) <無線局の開設の根本的基準> (電気通信業務用無線局)

(1、2は略)

3 その局を開設することが既設の無線局若しくは指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

考え方6-2

報告書案で「想定事例」として記述しているものは、文字どおり想定される事例の一つを例示しているものであり、ここで記述しているもの以外的事例も想定されることは勿論であって、特に記述を変更する必要はないものと考えられる。

MCAについて実際に混信等の妨害が発生している場合には、不適正な無線局の開設・運用があった可能性もあり、本報告書の提言内容の如何に関わらず、所轄の各総合通信局にお申し出いただく必要があると考えられる。

その他、混信の防止に関しては、(途中略) その発射する電波又はその受信機、その他の無線設備が副次的に発する電波により、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

等々規定されているが、これらイ)、ロ)において私共移動通信用の無線局の免許を受け運用しているが、既に分かっているところではCDMA (a u局)の基地局の近辺(半径約200m~500m位)の間においてはそのCDMA基地局(860MHz帯)により850~860MHz未満におけるMCA局(JSMR無線局)が多大の妨害を受けて居り、CDMA局が運用される迄は全くクリアーに運用されていた無線局が通信不能に至っている所が相当数有り、これらに嫌気ざし、当地(広島市内及び近郊、岡山市内及び近郊)においてやむを得ず廃局せざるを得なかった無線局が相当数有り(これら無線局の運用者は零細企業が大多数を占め、尚且つ有効に利用していた運用者)、この不況の折柄にもかかわらず電波利用料並びに中継局利用料、設備費と、私共地方の零細企業にとっては不況に対し追い討ちを掛けられた感は拭い切れない。

2) これらについて今般の「2 無線局間調整の斡旋・仲裁制度の導入(2)」の想定事例：右下枠内に次の点を追記して早期に法制化を望みます。

尚、既に後発として運用を始めた無線局を含め、本無線局間の調整の斡旋・仲裁制度等の法制度を早期に成立して戴くことを強く望むものであります。

追記 … 朱記部分を挿入及び訂正して下さい(重要)

A・B間で合意  
(例：A社の負担で基地局Bに受信フィルタを挿入して干渉を排除。)  
→A社は、基地局Aを開設することができる。  
…電波利用が効率的



AB間で合意  
A社の負担で基地局A又はBに妨害排除措置を行う

(A又はB、移動局等へフィルターの挿入等を含む)

→A社は、基地局Aを開設、又は引続き運用することができる。

・・・電波利用が効率的

(広島特機サービス株式会社)

○ 想定事例に記載されているように後発の無線局は、当然ながら

イ) その無線局は、他の無線局に、その運用を阻害するような混信等の妨害を与えてはならない。

ロ) その他、法の定めにより、後発の無線局が必要な対策・処置を行うことと成っている。

しかしながら、特に近年の携帯電話等の普及に伴ってか、特に860MHz帯付近に広帯域な雑音を含む信号が沢山発射されており、これらについては今回提出の要旨をふまえて早期に成立される様、願いたい。

想定事例に記載されているところの後発の無線局は、当然ながら電波法において

イ) (混信の防止)

無線局は、他の無線局に(途中略)その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。(後略)

ロ) <無線局の開設の根本的基準> (電気通信業務用無線局)

(1、2は略)

3 その局を開設することが既設の無線局若しくは指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

その他、混信の防止に関しては、(途中略)その発射する電波又はその受信機、その他の無線設備が副次的に発する電波により、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

等々規定されているにもかかわらず、最近急速に開設されたと見られる基地局の周辺においてものすごいノイズで全く受信出来ない（妨害波による）状態が殆ど常時、多々発生して居ります。

これらについて、既に後発として運用を始めた無線局を含め、本無線局間の調整の斡旋・仲裁制度等の法制度を早期に成立して戴くことを強く望むものであります。

具体的には、

①特に妨害を受けている無線局（MCA [JSMR] 局：受信周波数850.0125MHz～859.9875MHz）

その免許人は、地方公共団体を始め零細企業まで、各種の事業者です。

②主な妨害（受信障害）の内容

CDMA（au）基地局と思われる近辺の周辺において（半径約200m～500m位）、時によっては全く通信出来なく成ることと、急激な雑音（ノイズ）に見舞われ、通信不能となる。

特に朝夕のMCA無線局（JSMR）を必要としている時間帯並びに台風等、一寸した災害時には極めて激しい妨害と成っていること。

③電波法は国民の財産を守るためのものと考えます。現在の貴局の対応は、弱者切り捨ての様に受けとめられても仕方ありません。改めてはっきりした法制度が必要と考えます。

④私共は、無線機器を含む電気通信工事業者ですが、利用者（客先）は電波利用料を始め設備費等、経済的負担をいたして居ります（当方も同じ）。しかしながら、数年前迄は十分実用的に（メリット5）使用出来た無線が近年になり全く使えなくなり、電波中継局の利用料を支払っているのに使えないという事は余りにも不合理ではないでしょうか。

とにかく早急な法制度の充実と共に、私共弱者に対することも十分考慮をお願い致します。

（松電産業株式会社）

○ 既存の無線局を是非、保護して頂きたい昨今の携帯電話等のインフラの急激な伸びにより特に MCA 無線への混信障害が著しいです。携帯電話会社は我がエリア優先で考えアンテナを設置しており、既存の無線局への混信調査等は出来てないように思えます。

弊社、ユーザーより急に無線の入りが悪くなったと言うお話が最近多く MCA 無線の場合中継局へユーザー基地局より指向性のある空中線にて送受信しておりユーザーと中継所の間で携帯電話のアンテナが出来てしまうと通信障害となります。

是非、携帯電話事業者へ対して又は総務省なりに対策を講じて頂きたい。

私どもが携帯電話会社に対して直接お話しても紛争の元です。

是非、仲裁的な部署を設けて頂き、既存の無線局の保護をして頂きたい。

(松電産業株式会社福岡営業所)

○ 提言は、無線局間調整の斡旋・仲裁を創設することが望ましいとする理由として A 社が基地局 A の新設を希望する場合に端末 B から既設基地局 B への電波が受信されない問題を想定事例としています。一方、当協会の運用する MCA アナログシステムでは、携帯電話基地局 A が新設された後にその近傍を通過する既設移動端末 B が抑圧障害により既設基地局 B の圏外となってしまうたり、雑音により通信出来ない障害が発生したりし、妨害発生の際、無線局免許人当事者間での協議により調整を図っております。従いまして、このように新設された基地局の既設移動端末への妨害も想定事例として明記し、斡旋・仲裁制度の対象として頂くようお願いいたします。

(財団法人日本移動通信システム協会)

意見 7 斡旋・仲裁制度の創設に関して、免許人の負担増とならないようにすべき。また、斡旋・仲裁の費用負担の考え方を明確にすべき。

考え方 7

斡旋・仲裁制度の創設に当たっては、制度利用者等に過度な負担が生じ



<p>○ 無線局等間の調整における斡旋・仲裁制度の創設に関して、免許人の負担増（電波利用料の増など）とならない制度をご検討頂けますよう要望します。</p> <p>また、斡旋・仲裁手数料など、紛争当事者の費用負担の考え方についても明確にして頂けますよう要望します。</p> <p>（電気事業連合会）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>意見8 斡旋・仲裁に際しては、無線システムの「質」的な要素も考慮して判断すべき。また、強制執行は除外すべき。</p> </div> <p>○ 本提言は経済的な側面を重要視しているように思われるが、既存無線局の果たしてきた文化・情報の質にも配慮すべきだと考える。斡旋・仲裁に際しては、技術適合性や利用効率の観点だけではなく、双方の無線システムが持つ「質」的な要素を考慮し、それぞれの重要度や公共性に対する重み付けも行った上で総合的に判断すべきだと考える。</p> <p>また、本制度の趣旨は新システムによる無線局開設者等と既存無線局との調整の「円滑化」にあり、その点を考慮すれば、仲裁最終手段の強制執行は除外すべきであると考ええる。</p> <p>（株式会社フジテレビジョン）</p>	<p>ないよう、配慮することが必要と考えられる。</p> <p>考え方8</p> <p>斡旋・仲裁における斡旋案の提示や仲裁判断に際しては、独立した斡旋人や仲裁廷において、適正な判断がなされる必要がある。仲裁手続は、仲裁合意の当事者について行われるものであり、仲裁判断の取消を求める手続など救済手続も仲裁法等に整備されており、特に本件だけについて仲裁法第46条、民事執行法第22条の規定による民事執行の適用除外とすべき理由はないと思われる。</p>
--	--

第IV章 新システム導入手続の迅速化	
意見	考え方
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見9 技術基準に係る手続等の簡素化等に賛同。</p> </div> <p>○ 賛成 （松電産業株式会社、松電産業株式会社福岡営業所、広島特機サービス株式会社）</p> <p>○ 本報告書案が提言する制度見直しに賛成いたします。</p>	<p>考え方9</p> <p>提言されている手続等の簡素化等について、早急に具体化の上、実現が図られることを関係各位に要請する。</p>

(財団法人日本移動通信システム協会)

- 無線設備等の規定の簡素化、技術基準策定手続きの簡素化・迅速化が提言されていることは、技術革新の迅速な実用化に資するところが大きいと考えます。

(モトローラ株式会社)

- 新システムの導入手続きの迅速化に賛成いたします。新システムの導入手続きの迅速化は通信と放送の分野のイノベーションに資するものであると考えます。ただし、当然のことではございますが、新システムの導入に際して行われる技術基準の策定は、関係者からの意見聴取と十分な検討が引き続き行われることを希望いたします。

(イー・モバイル株式会社)

- 賛成です。

(理由)

技術革新等が顕著の中、時代の要請に適った施策と考えます。

(全国移動無線センター協議会)

- 本報告書案で提言されている「無線設備規則等の規定の簡素化」について、新システム導入手続きの迅速化が図られると考えられるため、賛成いたします。

なお、本報告書案において義務的規定として規定すべき範囲について言及されていないため、義務的規定として規定すべき事項に関する考え方を、引き続き検討する必要があると考えます。

(KDD I 株式会社)

意見10 軽微な省令改廃についてもタイムリーに情報公開すべき。

- 審議会に諮問しない軽微な省令改廃等についても情報公開のことに存じますが、意見公募時と併せてタイムリーに公開する等ご考慮頂ければと存じます。

考え方10

省令改廃等に係る情報の公開については、時宜を失することのないよう進めていくことが必要と考えられる。

(アイピーモバイル株式会社)	
----------------	--

第V章 電波の柔軟な利用	
意見	考え方
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見1 1 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設に賛同。</p> </div> <p>○ 無線局の有効活用を促進することによって社会経済活動の活性化に寄与できるものと考えられるので早期実現をお願いします。 (社団法人全国陸上無線協会)</p> <p>○ 本制度は、早期に制度化を望みます。 【事由】 私共は三十数年間業務用無線機及び同システムの販売、工事等を行って居るところですが、その間多数の客先から短時日の無線機の使用についての要望を受けた経験がありますが、その都度電波法に抵触することを申し述べ、断って参りました。従って、今般簡易な手続きによる無線局の運用者の一時的な使用等についての制度は賛成です。 別紙2 の30項：電波法制の見直し（第IV章）の項目（1）、（2）、（3）に記載されているとおり、法制度の整備が遅れることにより、企業の活力は勿論、経済、社会の発展の展望はその時期を失すると取り返しは出来にくいものです。 特に簡易無線局等は早くから各種の団体を通じ手続きの簡略化と合わせ短時期の無線機の貸し出し（一定の条件の下に）を要望していたものであります故、遅きに失した感がありますことを申し添えます。 (広島特機サービス株式会社)</p> <p>○ 「無線局の運用者の一時的な変更制度の創設」については、無線局の有効活用を寄与できるものと考えられるので</p>	<p>考え方1 1</p> <p>「考え方1」に同じ。</p>

早期実現をお願いします。

(ネクスネット株式会社)

- 電波の有効利用に寄与するとともに新しいサービス提供形態が創出されるものと考えますので、早期に実現していただきますようお願いいたします。

(アイコム株式会社)

- 第V章「4、提言—無線局の運用者の一時的な変更制度の創設」につきましては、有効利用を促進する事により新しいサービスの提供形態が創出され、経済活動の活性化に貢献できるものと考えますので早期実現をお願いいたします。

(株式会社サンテレコムジャパン)

- 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設が提言されていることは、面的サービス展開をしていく必要のある無線局の場合、短期・臨時的ニーズに即応する必要のある無線局の場合、及び非常時通信の場合を含んで新制度を創設することは、新たなビジネスモデルの創出や社会経済活動の活性化に資するところが大きいと考えます。

(モトローラ株式会社)

- 条件付・賛成です

(松電産業株式会社)

- 賛成

(松電産業株式会社福岡営業所)

- PHS 基地局（小電力）は、無線設備の機能により電波の干渉を排除することができるものとして「登録局制度」が採用され、ビル内、工事現場、イベント等で運用されています。無線局の運用に関する責任をいわゆる一時的な運用者に委ねる制度は、登録制度と相俟って PHS 基地局（小電力）の面的な展開の促進、短期的・臨時的な電波利用ニーズの対応に効果的に資するものと考えます。

(株式会社ウィルコム)

○ 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設に賛成いたします。一定の基準を満たす無線局について、その運用者を一時的に変更可能とすることは、昨今の多様化する電波利用形態に対応する優れた政策であると考えます。

(イー・モバイル株式会社)

○ 当協会の運用する MCA 無線は従来から災害発生時において、現地災害対策本部等に貸与されています。この制度の活用により、更に円滑な災害対応が可能となることから非常時における無線局の運用者の一時的な変更制度の創設に賛成いたします。

(財団法人日本移動通信システム協会)

○ 提言の(7)については、災害多発の現況に鑑み、この制度化は時宜を得たものと考えます。

(理由)

災害時において緊急に通信回線を確保することは人命・財貨の保全に大きな力を発揮することができ減災に大いに役立つことから、当センターは所有 MCA 無線機を臨時に貸し出す体制を整備し、それに実施する中で高い社会的評価を受けてきました。

災害多発の現状においては、この実績が示すように一定の無線局について常備的な制度を設けこれに対処することは、実態に即し時宜を得た措置と考えるものです。

(全国移動無線センター協議会)

意見12 運用者の一時的な変更制度の適用対象について、例示に挙がっていないもの(携帯電話・BWA等の基地局・レピータ、PHSのレピータ、MCA、電気事業用無線局)についても適用対象に含めるべき。

○ 試験目的の無線局の拡大、無線局の運用者の一時的な変更制度の創設については、更にもう一步踏み込んだ措置の追加を要望致します。また、上記項目に関連する制度の変

考え方12

無線局の運用者の一時的な変更制度の適用対象については、電波の干渉を比較的容易に排除できること等の要件を満たすことを基本に、制度化に向けて具体化がなされていく必要がある。

更につきましては、出来る限り早急の実現できるよう強く要望致します。【再掲】

PHS 等と同様に、店舗・オフィス等の比較的限定したスペースの面的サービス展開を目的として、小電力タイプの携帯電話・BWA 等基地局ならびにレピータ装置等を追加すべき

本報告書（案）においては、免許人等が無線局の廃止を行うことなく一時的に当該無線局を他者に運用させることができる新制度の適用となる想定システムとして、通常時については、無線設備の機能または簡易な操作により電波の干渉を排除することが比較的確実にできる無線局が適当であり、具体的には、サービス展開のために面的に展開していく必要がある PHS 基地局(10mW 以下)や 5GHz 帯無線アクセスシステムが考えられると提言されている。

携帯電話等の無線局においても同様に、サービス展開のために面的に展開していく必要があり、また、小電力化の技術も確立されてきているので、具体的な想定システムとして、小電力タイプの携帯電話・BWA 等基地局ならびにレピータ装置等を追加すべきである。

（ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社）

- PHS 基地局（小電力）等、無線設備の機能により電波の干渉を排除することができる無線局について、「電波の柔軟な利用」に関する提言が行われています。同様な電波干渉排除の機能を有する PHS レピータについても、より迅速で柔軟な展開ができるよう制度面の検討を強く要望いたします。

（株式会社ウィルコム）

- 適用対象となる無線局に MCA（JSMR）を追加して下さい。

【理由】MCA 無線局は他の無線局へ混信等与えないため。  
（松電産業株式会社）

○ 但し、運用対象となる無線局にMCA（JSMR）を必ず追加して下さい。

【理由】MCA無線局（JSMR）は他の無線局へ混信等を与えないため。

（広島特機サービス株式会社）

○ MCA無線は設備の機能上、電波の干渉が排除されるシステムであり、非常時のみならず、通常時においても、この制度の対象として頂くようお願いいたします。既に、MCA無線は広域エリアを必要とする短期イベント（国体、花火大会、消防訓練等）等に無線設備の貸与が実施されています。現在は事前の利用者の免許取得を条件にご利用頂いていますが、MCAがこの制度の適用対象となることにより更に広範な利用ニーズに対応できるものとなるため、重ねてご配慮をお願いいたします。

（財団法人日本移動通信システム協会）

○ 提言の（6）については、その適用対象局種にMCA無線を加えられるべきと考えます。

（理由）

MCA無線は、高度な電波制御機能を持っており、電波干渉を排除することが確実にでき、無線従事者を必要としない無線システムです。

また、この度800MHz帯デジタルMCAの携帯型機が市場化される運びとなり、簡易無線局と同様の機動性を備えるものとなりました。

MCA無線は、これまで長野オリンピック、広島アジア大会、サッカーワールドカップ等の大規模イベントを始めスキー場や建設工事現場等で短期間利用の実績があり、廉価でサービスエリアも広いことからユーザにとって極めて利便性の高い無線システムで、レンタル制度適用のニーズは大きいものがあります。

このように、MCA無線は電波監理上の安定性を損なうことなく利用でき、かつ現代の社会活動に合致して高い経済効果が発揮できることから、提言の（6）の対象に加えら

れるべきと考えるものです。

(全国移動無線センター協議会)

- 「地方公共団体の陸上移動局、MCA陸上移動通信の陸上移動局等のような、操作が比較的簡易にできる無線局については、新制度の適用により、非常時に応援者や…」の表現は、対象となる陸上移動局の免許人が地方公共団体に限られると捉えられます。

電気事業用の陸上移動局についても、地方公共団体の無線局と同様に非常災害時における応援者への設備貸与により設備復旧を効率的に行える場合があると考えられるため、電気事業用の無線局についても対象となる明確な表現に見直して頂けますよう要望します。

(電気事業連合会)

意見13 一時的に運用を行う者について、電気通信事業法の適用関係を今後検討・提示すべき。

- 一時的運用人となる電気通信事業者以外の者が当該運用の範囲内において主体となりサービス提供を行う場合は電気通信事業法も適用範囲となることから、一時的運用人における電気通信事業法との関係を今後ご検討ならびにご提示いただけますようお願い致します。

(アイピーモバイル株式会社)

意見14 既存サービスに干渉を与えないよう、付帯条件を設けるべき。また、一時的に運用を行う者の適性に関して、一定の審査を行うべき。

- レンタルやリースなどが拡大しすぎると内容によっては危険な場合もあり、既存サービスへの有害な干渉が認められた場合、レンタルやリースの中止や無線機の回収を行うなどの付帯条件を設けるべきである。

また、運用者の一時変更に必要な手続きは、緊急性・公共性を考慮して、非常時には提言のとおり届出等簡便なもので良いと思うが、通常時まで手続きを簡略化することは、

考え方13

運用者の一時的変更制度の具体化に当たっては、電気通信事業法の適用関係も含め、検討と具体化を行っていく必要がある。

考え方14

運用者の一時的変更制度の具体化に当たっては、電波の干渉の排除等の見地から、無線設備の貸出し等を行う免許人等の監督責任の内容を明確にし、また、無線局の運用から電波利用秩序を乱す虞のある者を排除することについても検討して結論を出していく必要があると考えられる。



<p>犯罪および反社会組織等に無線局を安易に利用されかねず、安心・安全の観点から一時的運用人の適性に関しては、一定の審査を行う必要がある。 (株式会社フジテレビジョン)</p>	
--	--

その他	
意見	考え方
<p data-bbox="167 752 887 846">意見15 電波利用料を混信問題などに積極的に活用すべき。</p> <p data-bbox="167 902 935 1081">○ 電波利用料についても地上デジタル放送など無線局ユーザーのメリットの無い物に使うのではなく混信問題などにも積極的に活用して頂きたいです。 (松電産業株式会社福岡営業所)</p> <p data-bbox="167 1137 887 1232">意見16 新サービスの周波数割当についてはしかるべきガードバンドを設定すべき。</p> <p data-bbox="167 1288 935 1556">○ 上記【意見3-4参照】妨害は両システム間にガードバンドが設定されていないことが根本原因として考えられるため、今後、新サービスに対する周波数割当の設定時にはしかるべきガードバンドを設定頂くようお願いいたします。 (財団法人日本移動通信システム協会)</p> <p data-bbox="167 1612 887 1706">意見17 一時的な運用者については、無線従事者資格を緩和すべき。</p> <p data-bbox="167 1762 935 1897">○ 一時的な運用者の無線従事者資格の緩和についても希望いたします。 (株式会社ウィルコム)</p> <p data-bbox="167 1953 887 2000">意見18 技術基準適合証明等を受けた無線設備に関</p>	<p data-bbox="959 752 1187 790">考え方15~18</p> <p data-bbox="959 853 1436 1171">本報告書の提言において取り扱わなかった事項で、電波利用に関して重要な事項もあると考えられるが、それらについても、総務省において、必要に応じて各意見の内容を吟味して、対処が必要なものについてはこれを進めていく必要がある。</p>

して、公開時期を柔軟にすべき。

- 技術基準適合証明等を受けた無線設備に関しては、総務省令に規定される事項が公開されることから端末内容等が弊社公表前に周知となる場合があります。市場投入の円滑化の観点からも、総務省で行われる公開時期に関しては、PHS 端末の市場導入時期等を踏まえた柔軟な対応を希望します。

(株式会社ウィルコム)

**通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方  
～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～  
(案)**

平成19年1月

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会

# 目次

第Ⅰ章 電波法制検討の視点	1
1 通信・放送と技術革新	1
2 更なる新技術の導入と周波数の逼迫	5
3 電波法制に係る検討の論点	11
第Ⅱ章 試験目的の無線局の拡大	13
1 論点	13
2 現行制度の概要	13
3 検討	17
4 提言 — 試験無線局（仮称）制度の創設	18
第Ⅲ章 無線局等間の調整の円滑化	20
1 論点	20
2 現行制度の概要	20
3 検討	21
4 提言 — 斡旋・仲裁制度の導入	22
第Ⅳ章 新システム導入手続の迅速化	25
1 論点	25
2 現行制度の概要	25
3 検討	27
4 提言 — 省令等の電波監理審議会諮問・意見聴取の見直し等	28
第Ⅴ章 電波の柔軟な利用	30
1 論点	30
2 現行制度の概要	30
3 検討	31
4 提言 — 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設	32
第Ⅵ章 電波法制の見直し	35

## 第 I 章 電波法制検討の視点

### 1 通信・放送と技術革新

- (1) 通信と放送は、時々の最新技術が投影されることで発展し、その利便性が高められてきた。人々の情報の発信や入手は、それにより容易となり、経済活動、社会活動や日々の生活の幅が広げられ、経済の発展、豊かな生活や実りの多い文化が実現されてきた。
- (2) 通信・放送分野において技術革新（イノベーション）の成果を投入する動きは、近年更に急である。その結果、通信分野においてはブロードバンド化、放送分野においてはデジタル化を軸として、情報通信全体に大きなパラダイム転換を促す潮流が進んできている。この動きは、IP化やモバイル化といった動きともあいまって、容易に処理できるデジタル情報を、短時間で大量に流通させる手段を我々にもたらしている。そして、これにより、更なる経済の発展や生活・文化の向上の可能性が目の前に開かれてきている。
- (3) 通信分野におけるブロードバンド化は、メガビット毎秒級の家庭向けサービスの実現・展開の中で進行している。
- ① 有線通信では、CATV<sup>1</sup>（ケーブルテレビ）、DSL<sup>2</sup>（デジタル加入者回線）、FTTH<sup>3</sup>のサービスを通じて、ブロードバンド化の流れが進行している。
- ◇ CATVに使われる同軸ケーブルを用いたインターネット接続サービスは、平成8年に開始された<sup>4</sup>。平成11年頃から普及が拡大し、メガビット毎秒級のアクセスも普及してきた。
  - ◇ 電話の加入者回線に使われる銅線ケーブルを用いたDSLサービスは、平成11年の加入者回線の機能細分化（アンバンドル）により同年12月に実現された<sup>5</sup>。平成12年から13年のコロケーション等のルールの整備や光ファイバ設備のアンバンドルを経て、競争環境の中で、低廉な料金で最大約50Mbpsの高速なアクセスを実現するものとなった。
  - ◇ 光ファイバ設備を用いたFTTHサービスは、DSLによるブロードバンドの普及が始まり、光ファイバ設備のアンバンドルが実現した平成12年12月に

<sup>1</sup> Common Antenna TeleVisionの略。

<sup>2</sup> Digital Subscriber Lineの略。

<sup>3</sup> Fiber To The Homeの略。

<sup>4</sup> 武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社が、平成8年10月にインターネット接続サービスを開始した。

<sup>5</sup> ニューコアと東京めたりっく通信㈱が、アンバンドルされた加入者回線により、各々、最大1.5Mbpsのサービスの提供を開始した。東日本電信電話㈱・西日本電信電話㈱は、最大1.5Mbpsの試験サービスの提供を開始した。

試験的に開始され、13年8月には本格提供が始められ<sup>6</sup>、100Mbps級のアクセスを実現した。

- ◇ 固定通信におけるブロードバンドサービスは、何れも料金の低廉化等が進み、契約数については、今日までに、CATVによるインターネット接続で300万を、DSLサービスで1400万を、FTTHサービスで700万を超えるに到っている(平成18年9月末現在)。

② 無線通信では、無線LAN<sup>7</sup>、携帯電話のサービスを通じてブロードバンド化の流れが進行している。

- ◇ 無線LANについては、高速のアクセスシステムの技術基準の策定を契機として、普及が進展してきた。2.4GHz帯で最大約11Mbpsのアクセスを実現するIEEE802.11bについては平成11年10月に、5GHz帯で最大54Mbpsのアクセスを実現するIEEE802.11aについては平成12年3月に、2.4GHz帯で最大約54Mbpsのアクセスを実現するIEEE802.11gについては平成14年2月に規定が整備され、実用に移された。
- ◇ 携帯電話についても、平成13年10月に提供が開始された第3世代携帯電話<sup>8</sup>において、メガビット毎秒級の高速サービスが平成15年10月から始まり<sup>9</sup>、ブロードバンド化の一翼を担うようになっている。
- ◇ 移動通信におけるブロードバンドサービスにおいても普及が進んできており、契約数については、第3世代携帯電話サービスで5700万を、公衆無線LANサービスで570万を超えるに到っている(平成18年9月末現在)。

---

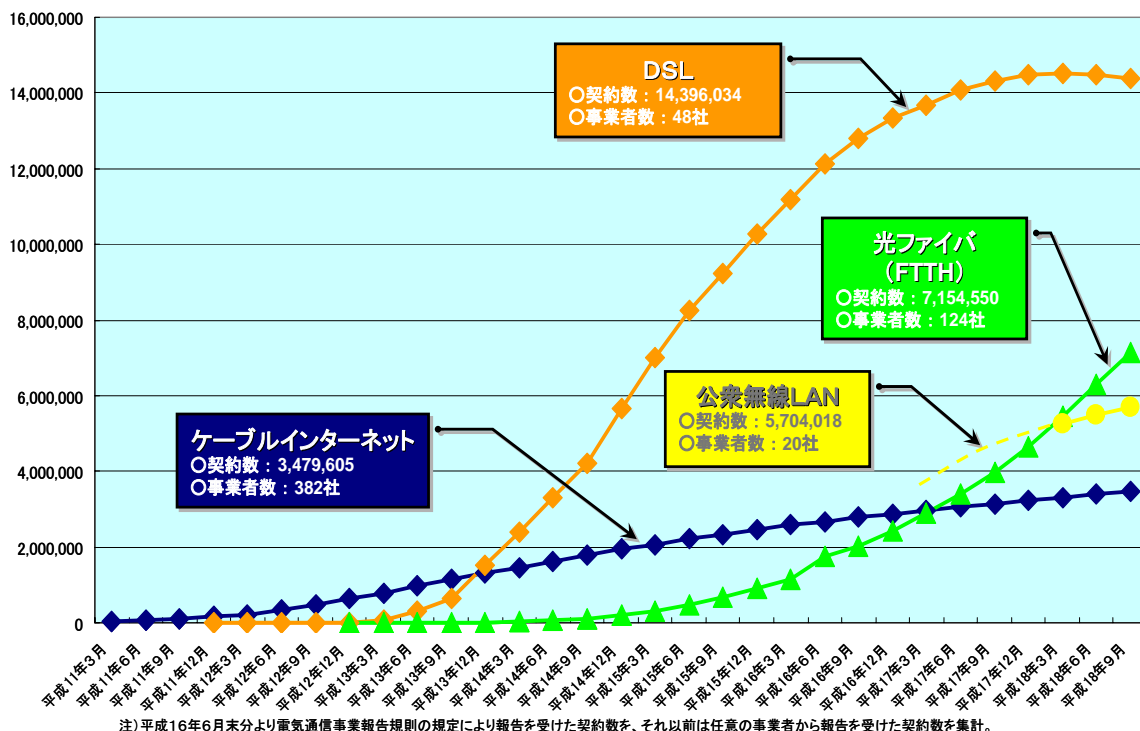
<sup>6</sup> 東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)は、FTTHサービスを平成12年12月に最大10Mbpsの回線速度により試験的に開始し、平成13年8月に最大100Mbpsのメニューを加えて本格的に始めた。

<sup>7</sup> Local Area Networkの略。

<sup>8</sup> (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモが、FOMAサービスを開始した。

<sup>9</sup> KDDI(株)が、2.4Mbpsのダウンロードを実現するCDMA2000 1xEV-DOのサービスを開始した。

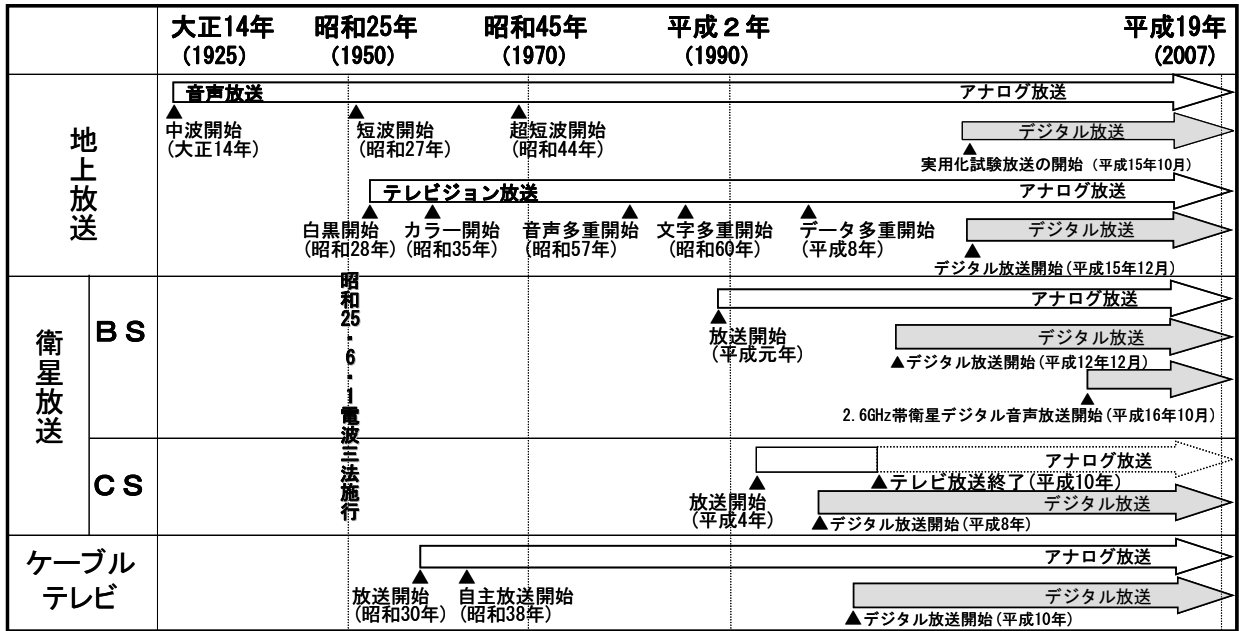
図表1 ブロードバンドアクセスの普及の進展



(4) 放送のデジタル化は、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビの各々において進められてきている。

- ◇ デジタル放送は、平成8年6月、通信衛星（CS）を用いて行われるいわゆるCS放送において開始されたのを嚆矢とする。平成10年7月、CATVにおいても一部地域でデジタル放送が開始された。
- ◇ 放送衛星（BS）を用いて行うBS放送のデジタル放送については、平成9年3月の「BS-4後発機検討会」報告書「BS-4後発機の在り方について」による提言の後、同年6月の放送普及基本計画の一部の変更（平成9年郵政省告示第284号）において定められ、平成12年12月に開始された。
- ◇ 地上テレビジョン放送については、平成10年10月の「地上デジタル放送懇談会」報告において、デジタル化の方針が打ち出され、11年11月の高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）の施行により、実施計画の認定を受けた放送事業者は、地上デジタルテレビジョン放送施設の整備に税制・金融上の支援を受けることが可能となった。更に、平成13年7月の電波法の一部を改正する法律（平成13年法律第48号）の施行により、電波利用料を財源とするアナログ周波数変更対策の実施が可能となったのを受け、同年7月、放送普及基本計画の一部の変更等（平成13年総務省告示第475号等）により、地上アナログテレビジョン放送の終了期限が平成23年7月24日とされた。地上デジタルテレビジョン放送は、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏で開始されたのを皮切りに、18年12月までにすべての都道府県で開始された。

図表2 放送メディアにおけるデジタル化の進展



(5) このような通信及び放送分野における動きは、その各々の分野の中での展開にとどまっていな。放送設備を用いた通信サービスや、通信設備を用いた放送サービスの提供が従来から行われるようになっており、その早い時期の動きとしては、平成4年に始まったCS放送や平成8年に始まったCATV設備によるインターネット接続を挙げることができる。平成14年1月に電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）が施行されて電気通信役務を利用した放送サービスについての制度が整備され、同法の下で、平成15年3月にIPマルチキャスト方式での放送サービス<sup>10</sup>の提供が開始された。

<sup>10</sup> 平成15年3月に、ビー・ビー・ケーブル株式会社が、IPマルチキャスト方式での放送サービスを開始した。



## 2 更なる新技術の導入と周波数の逼迫

- (1) 情報通信の代表的な伝送手段は、固定系で用いられる有線によるものと、固定系・移動系の双方で用いられる無線によるものがある。ブロードバンド化・デジタル化を軸とした伝送の高度化は、その各々における新技術の導入を通じて進められてきた。
- (2) 有線の伝送路に係る高度化については、固定通信に関して進められたアンバンドル政策により伝送路設備の両端に接続する伝送装置の高度化が円滑に進められるようになり、一定の進展が見られるようになっている。他方で、無線の伝送路（電波）に係る高度化については、有線の場合とは異なり、電波の利用が他の無線局等に混信等の妨害を生じないような技術的条件を策定することが前提となる。無線伝送の高度化を更に進めて行くには、この条件策定も含めた全体のプロセスが、技術革新の動きに即応し、新しいサービスが迅速に市場に提供されるようになっているかどうかが重要になる。
- (3) 電波を利用するサービスの新しい需要に対応するため、新しい無線技術の導入に向けた動きは、ますます活発であり、携帯電話・無線LANの高速化やBWA<sup>11</sup>の実用化等により数十から100Mbps級のアクセスを実用化する動き等が進められている。
  - ① 携帯電話の高速化については、第3世代携帯電話提供各事業者において更に進められており、そういった動きにより必要に応じて更に技術基準等を整備していく必要が見込まれる。また、100Mbps超の伝送速度を実現する第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の実現に向けた周波数割当て等の検討が現在国際電気通信連合（ITU）で進められている。

---

<sup>11</sup> Broadband Wireless Accessの略。

図表3 「第1世代」から「第4世代」の携帯電話サービス

	サービス開始	特徴	サービス事例
第1世代	昭和54年(1979)	○アナログ方式による音声伝送	音声通話
第2世代	平成5年(1993)	○電話回線、ISDN並みのデータ伝送 (28.8kbps) ○デジタル方式による音声伝送	インターネット 接続サービス
第3世代 (IMT-2000)	平成13年(2001)	【3G】 ○ISDNを上回るデータ伝送 〔W-CDMA: 384kbps CDMA2000 1x: 144kbps〕 ○デジタル方式による音声伝送 【3.5G】 ○ADSL並みのデータ伝送 〔CDMA2000 1xEV-DO: 2.4Mbps (平成15.10-) W-CDMA HSDPA: 3.6Mbps (平成18.8-)〕	音楽・ゲーム・動画等の コンテンツサービス
第4世代 (IMT-Advanced)	平成22年(2010)頃	○光ファイバ並みのデータ伝送 (100Mbps超)	長時間・高画質の映像等の コンテンツサービスの充実

② 無線LANについては、100Mbps級のアクセスを実現する規格（IEEE802.11n）の実用化への動きが進行している。IEEE802.11nは、技術的条件について、平成18年3月より情報通信審議会で審議が行われており、平成19年初めに所要の省令改正を経た上で、実用化することが予定されている。

③ 第3世代携帯電話では容易に対応しにくい高速アクセスのための広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」（平成16年11月から17年12月）が2.5GHz帯を有力な割当ての候補とする提案を行った。これを受けて、平成18年2月から情報通信審議会の技術的条件について審議を行っており、IEEE802.16e-2005(WiMAX)、IEEE802.20(MBTDD-Wideband)、IEEE802.20(MBTDD 625k-MC)、次世代PHSの4つの方式についての調査・検討が進められている。BWAのうち、移動型のものについては、同審議会から平成18年12月に技術基準に係る一部答申を受け、平成19年における実用化が予定されている。

(4) こういった電波利用の高度化に向けた新技術導入の動きを更に促していくことは、通信・放送の新サービスの展開を促し、国際競争力の確保にも資する上に、双方を融合・連携させるような新サービスの動きにも有益と考えられる。

(5) 他方において、電波利用に関しては、その需要の増加により周波数の逼迫が進行している現状があることに留意する必要がある。

① 無線局数は、電波法（昭和25年法律第131号）制定時の5118局

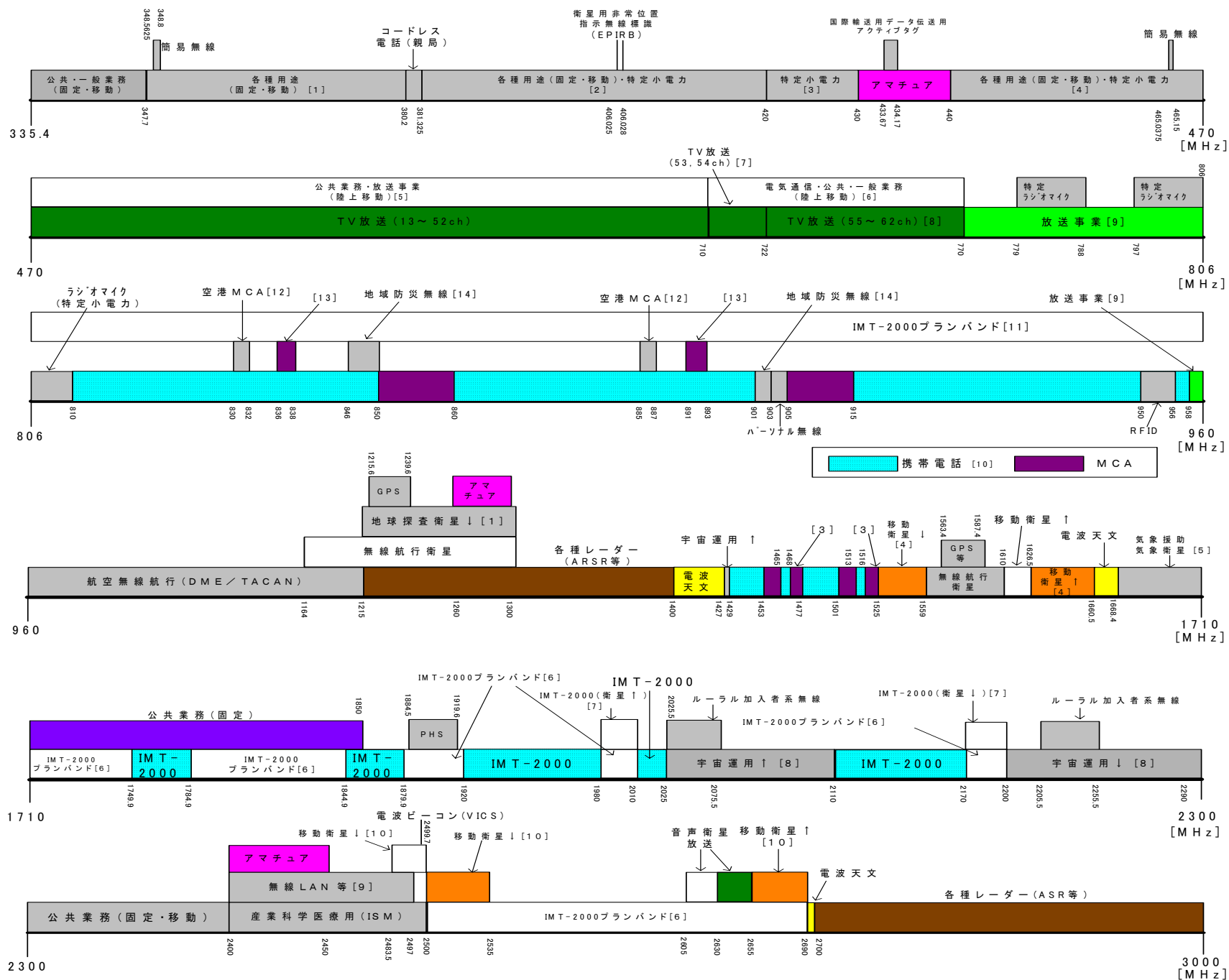
から、電気通信事業に競争原理が導入された昭和60年には既に約381万局へと約750倍に増加しており、その後、電気通信事業分野を中心とする無線利用の拡大により、平成18年11月末には約1億124万局へと更に約27倍に拡大している。

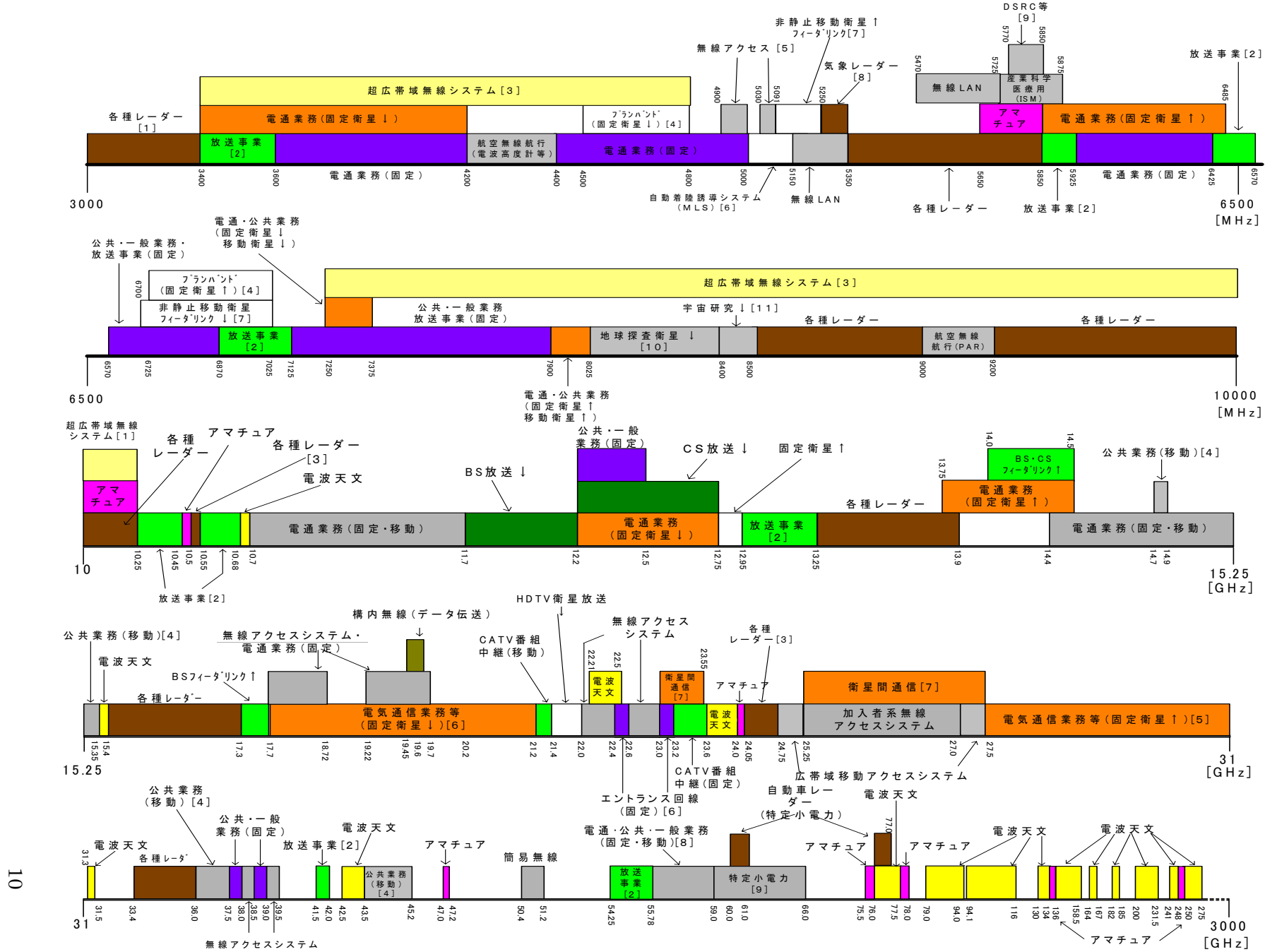
② 結果、我が国における周波数の割当て状況は、図表4に見るとおり、細分化・稠密化され、幾つもの業務について協調しながら電波利用が行われている現況にある。

(6) 周波数の逼迫している現状の中で、今後、急速に進む技術革新の成果が更に円滑に市場に投入されていくためには、新技術開拓から試験さらに実用サービスへ成長するまでの過程と免許制度を再検討し、これが円滑に進められていくように具体的な方策を講じていく必要がある。



図表4-2 周波数割当の現状（平成18年12月末現在）②





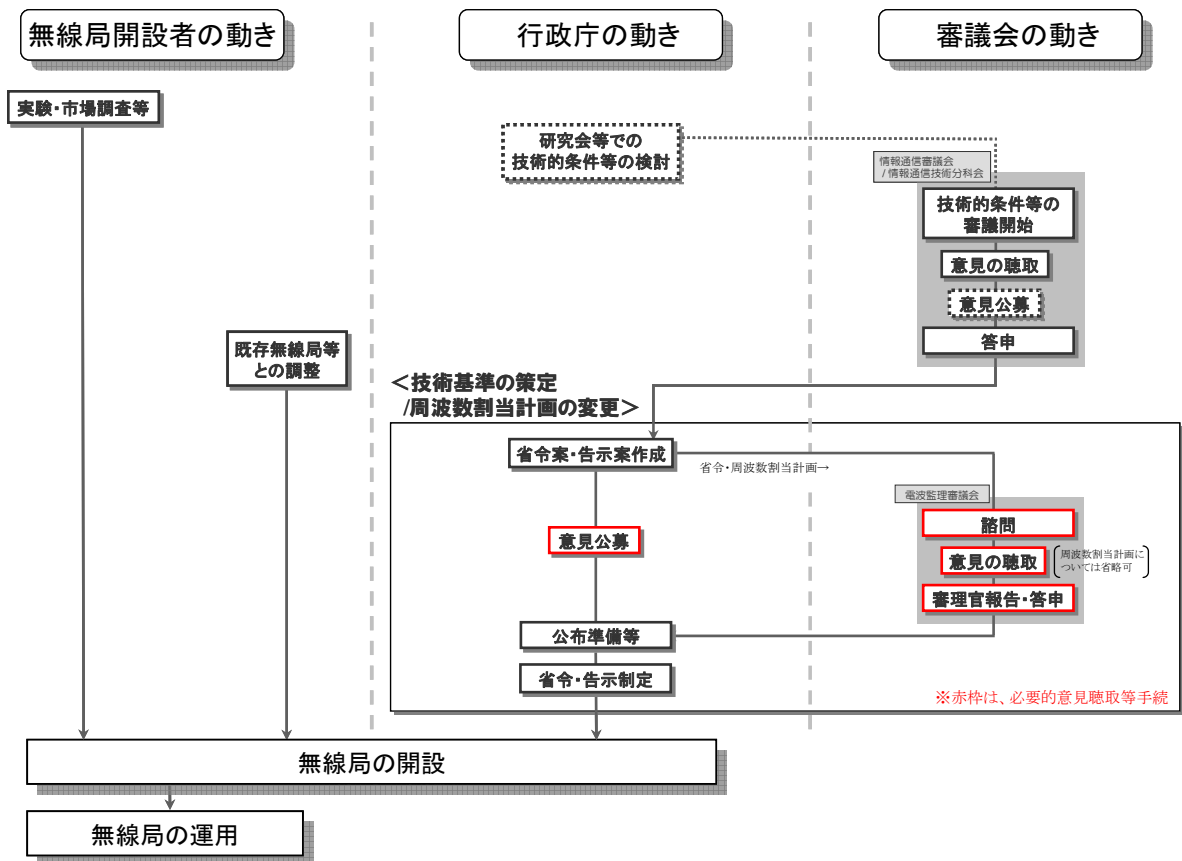
図表4-3 周波数割当の現状 (平成18年12月末現在) ③

### 3 電波法制に係る検討の論点

(1) 本研究会では、上記のような観点から、新たな無線サービス提供までの流れ（図表5）をあらためて再点検した。

(2) そして、この流れの中で、新しいサービスやシステムの実用化においてキーポイントとなっていると思われる過程として、サービスの担い手となる無線局開設者が行っている①実験・市場調査等、②既存無線局等との調整、新しいシステムを導入する場合に行政において行う③技術基準策定の手続に着目し、それと同時に、実際の無線サービスの提供に際して行われる④無線局の運用の在り方についても、市場の需要に即した新しいサービス提供形態の創出に資する見地から着目して、その各々について制度見直しの余地はないか、検討することにした。

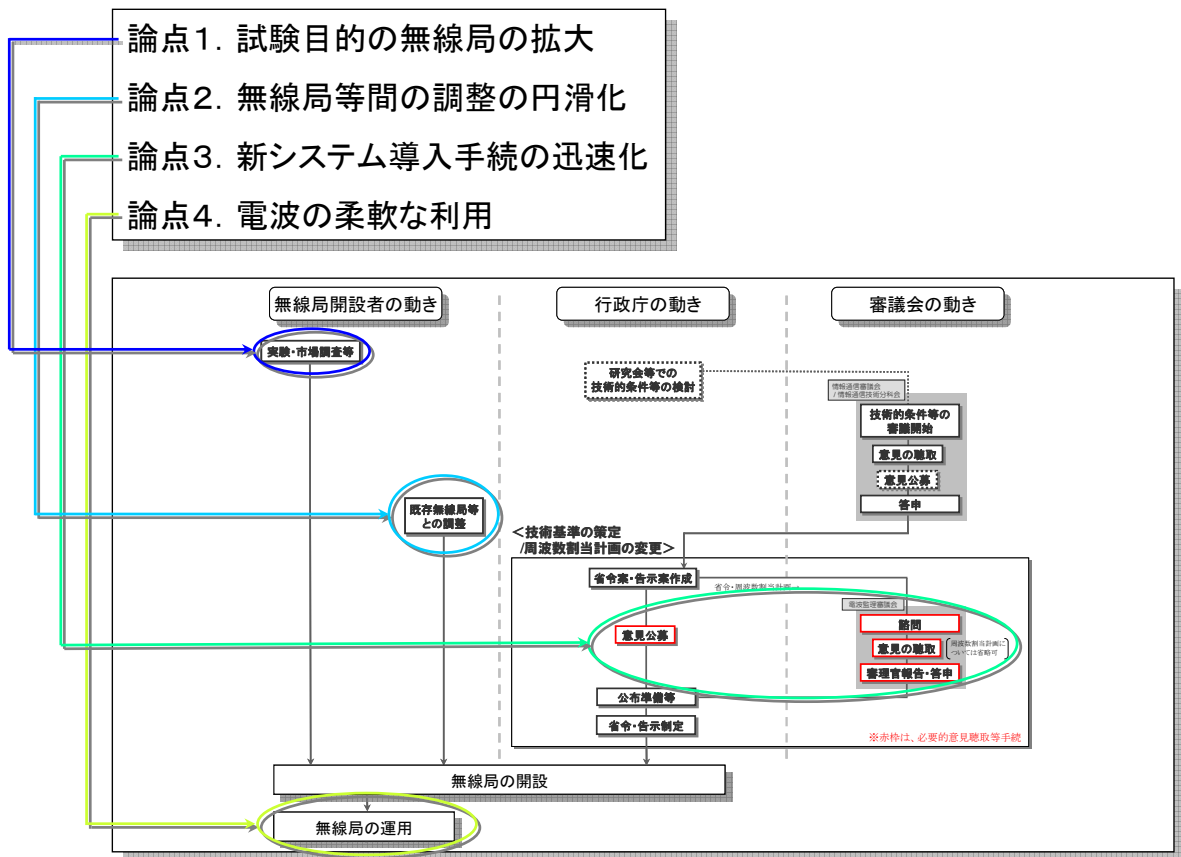
図表5 新たな無線サービスの提供までの主な流れ



(3) 上記①から④の各々については、事務局から電気通信事業者、放送関係法人、MCA運営法人、自営系ユーザ団体、無線機器メーカー・販売会団体、地方公共団体等の全165者にアンケートを行い、適宜ヒアリングも実施した

(平成18年9月29日から同年10月24日)。そして、新システム・新サービスのより円滑な実現を促す見地から、図表6のように論点を抽出して、各論点毎に、アンケート等実施対象者からの具体的な要望を踏まえて、情報通信分野の技術革新の成果が利用者の需要に即応して迅速に市場投入されるような電波利用法制の在り方に関して、早急に措置すべきことはないか検討を行った。

図表6 新たな無線サービスの提供までの主な流れと検討の論点



(4) これらの論点の各々について本研究会において検討した結果を、本報告書の第Ⅱ章から第Ⅴ章までに取りまとめた。そして、その中で、電波利用について技術革新の成果が迅速に市場に投入されるための方策として早急に措置できると考えられるものについて提言を行った。



## 第Ⅱ章 試験目的の無線局の拡大

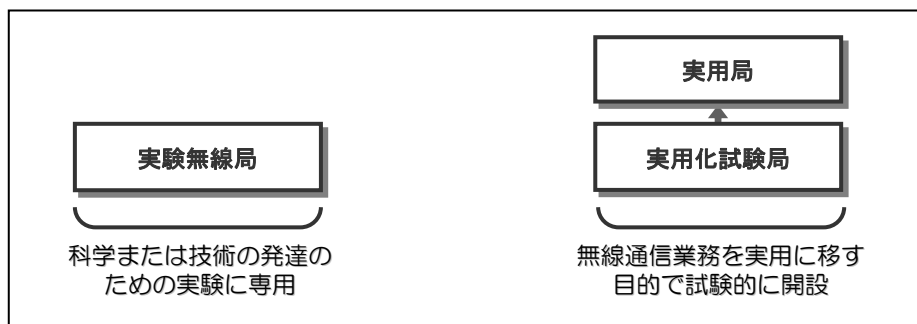
### 1 論点

- (1) 電波利用は、基本的に実用目的で開設される無線局において行われることとなるが、実用に到らない目的のために開設する無線局についても電波法は制度を用意している。
- (2) 新しいシステムや新しいサービスを実用化するに際しては、実際に無線局を開設してみた上で様々な試行を行ってみることが有用と考えられる。
- (3) そして、現行制度ではこれらの需要に十分対応できていないのであれば、これらの需要に見合った無線局が開設できるように、試験目的の無線局として開設できる範囲を拡大することができないか検証する必要がある。

### 2 現行制度の概要

- ① 実用目的ではない、試行運用を目的とした無線局としては、現行の電波法令では、実験無線局及び実用化試験局の制度が設けられている。（この他に、放送用に特化した制度として、放送試験局及び放送試験衛星局の制度がある。）
- ② これらは、各々、「科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局」（電波法第5条第2項第1号）、「無線通信業務を実用に移す目的で試験的に開設する無線局」（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条）と定義されている。

図表7 実験無線局と実用化試験局



## (1) 実験を行うための無線局

- ① 実験を行うための無線局については、従来からその開設を広く認める考え方が採られてきた。無線設備の私設が初めて認められた無線電信法(大正4年法律第26号)では、その制定当初から、「実験ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ」は、逡信大臣の許可を受けて私設が認められる6つの「無線電信又ハ無線電話」のひとつとして位置づけられていた。電波利用について、政府管掌の原則を廃止して民間利用を本格的に認めることとした電波法においては、実験無線局は、「科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局」と定義され、あらためて、次に述べるように制度が整備されてきた。
- ② 実験無線局は、有限希少な電波利用効率を高めることに寄与するものであることから、無線局開設の原則となっている自国民優先(外国性排除)の考え方については、電波法制定当初より、適用しないものとされた(電波法第5条第2項)。
- ③ 良好な電波環境の構築・整備を図るための行政経費に充てるものとして無線局免許人等から毎年徴収する手数料である電波利用料の制度が平成5年4月に導入された際に、実験無線局については、周波数の逼迫への対応のためには、電波に関する科学、技術の発達が不可欠であることから、普及・拡大を促す観点から最低の金額区分(500円)を適用することとされ(電波法第103条の2第1項)、その後の累次の電波利用料の見直しに際してもその料額が踏襲されてきている。
- ④ また、実験無線局については、開設の必要性が随時随所で発生するその性質等を考慮して、周波数割当計画上、周波数割当表に定めるところとは別に周波数を割り当てることとされている(周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)第1第6項)。

⑤ 平成16年には、電波法施行規則などの改正が行われ、「特定実験局」<sup>12</sup>の制度が設けられた。これは、周波数、空中線電力及び使用可能な地域・期間（2年以内）を予め告示で定めることにより、その範囲であれば予備免許及び落成後検査の手続を要しない簡易な手続（1週間から2週間程度で免許手続が処理されることとされている。）で開設が可能な実験無線局の制度を創設するものであった。「特定実験局」の開設数は、14局となっている（平成18年11月末現在）。

⑥ 平成18年11月末現在における実験無線局の開設数は、9016局である。

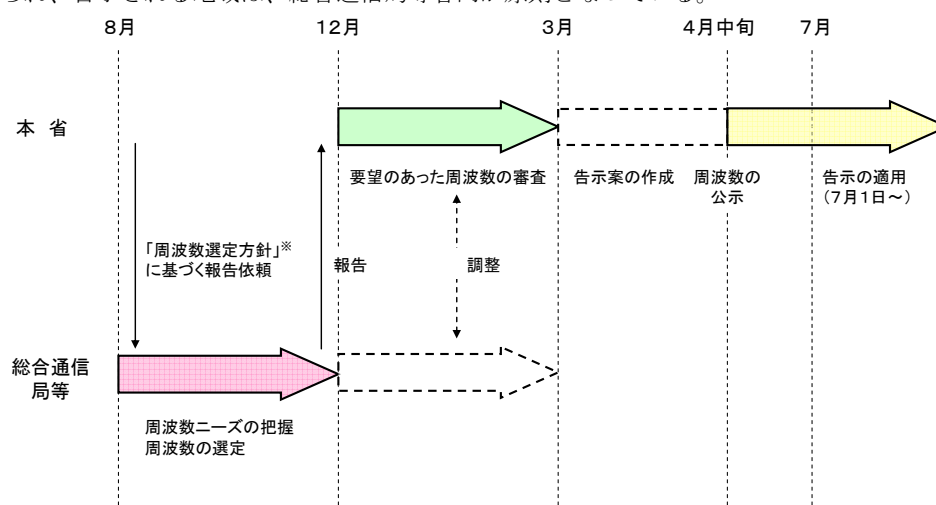
## （2）その他の試行運用のための無線局

① 実験無線局以外で試行運用を行うための無線局として、「実用化試験局」の制度が電波法の制定時に電波法施行規則の規定により創設された。そして、同規則の昭和46年の改正によって「放送試験局」の制度が、昭和55年の改正によって「放送試験衛星局」の制度が、各々設けられた。

<sup>12</sup> 特定実験局の制度の概要は次のとおり。

- ① 免許申請に当たっては、登録点検事業者が事前点検をして確認していることについて書類を提出しなければならない。（無線局免許手続規則第5条第4項）
- ② 混信を回避するための相互の運用調整が義務づけられる。（無線局運用規則第263条）

「特定実験局」に係る周波数等は、「特定実験局の周波数選定について（通達）」（平成16年3月1日総基電第57号）における方針に従った手続により、告示されている。この告示は、毎年見直されることとされており、平成16年3月31日の最初の告示の後、毎年4月初旬にこれを見直す告示が定められることになっている。告示される周波数は、総務省本省における周波数選定方針を受けて、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）において需要を把握してその選定を行い、本省と総合通信局等との間の調整を経て定められる。告示される期間は、毎年7月1日から2年以内の期間として定められ、告示される地域は、総合通信局等管内が原則となっている。



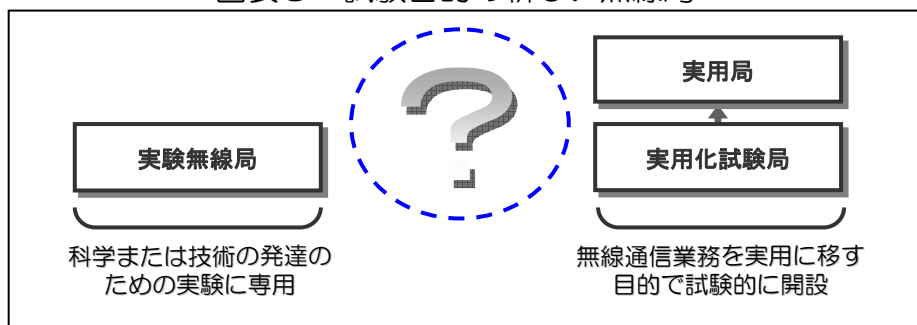
※ 特定実験局制度の創設時に総合通信局等に対し、「特定実験局の周波数選定について（通達）」により周波数の選定基準を定めており、毎年これ以外に留意すべき事項を示している。

- ② 「実用化試験局」は、電波法施行規則第4条により「無線通信業務を実用に移す目的で試験的に開設する無線局」と定義されている。
- ③ 「実用化試験局」は、省令によって設けられた制度であり、実験無線局に見られるような自国民優先原則の適用除外や電波利用料における特別の扱いなどが採られている訳ではない。周波数の割当については、実用化時に想定される無線通信業務、無線局の目的及び周波数の使用に関する条件に従って割り当てるものとされている（周波数割当計画第1第7項）。
- ④ 平成18年11月末現在、実用化試験局は、1つのシステムについて、2局が開設されている。
- ⑤ 「放送試験局」と「放送試験衛星局」は、電波法施行規則第4条により、各々、「放送試験業務を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」及び「放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究又は調査のため一般公衆によつて直接受信されるための・・・無線通信業務を試験的に行う人工衛星局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」と定義されている。実用化試験局等と同様、実験無線局に見られるような自国民優先原則の適用除外や電波利用料における特別の扱いなどが採られている訳ではない。平成18年11月末現在、これらについて開設されているものはない。

### 3 検討

- (1) 事務局によるアンケート・ヒアリングに際しては、現行の実験無線局では行うことのできない次の試験等のための無線局の実現を要望する意見が寄せられた。
  - ・ 実用可能性の高い技術を用いたシステムの実証実験・性能評価
  - ・ デモンストレーションや実演
  - ・ 一般利用者による試用
- (2) 急激なイノベーションの動きに対応して新しいシステムやサービスを開発することは、電波を効率的に利用するシステムやサービスの開発を通じて電波の有効利用にも寄与することになると考えられる。また、こういったシステムやサービスを通じて経済・社会活動が現在以上に円滑化することが考えられ、国民全体の利益にも直結すると考えられる。
- (3) 試行的に無線局を開設し、技術的可能性や利用者の需要動向を検証することは、そういった新しいシステムやサービスの開発を円滑かつ着実に進める上で有用と考えられる。しかしながら、現行の実験無線局は、新規技術の開発のために開設するものが基本であり、実用化が視野に入った既存の技術についての検証や科学技術と無関係な事項についての検証を行うことは予定されていないものと考えられる。また、実用化試験局は、「実用に移す目的」でなければ開設することができないため、試験の結果次第では実用化に移行しないような無線局の開設は、予定されていないことになる。
- (4) 電波の有効利用及び経済・社会活動の円滑化に資する新サービスの提供に向けた試験等のために、既存技術の技術的可能性を検証したり利用者の需要動向を検証したりするための無線局の開設を可能とし、実用化に到らないものであれば実用局を開設することなく電波の利用を終えるような場合も認めることとするのは、重要と考えられる。
- (5) 更に、こういった試行的な無線局を、現行の実験無線局と同様に、通常の無線局よりも容易に開設できるようにすることは、新しいシステムやサービスの開発を促していく見地から有用と考えられる。

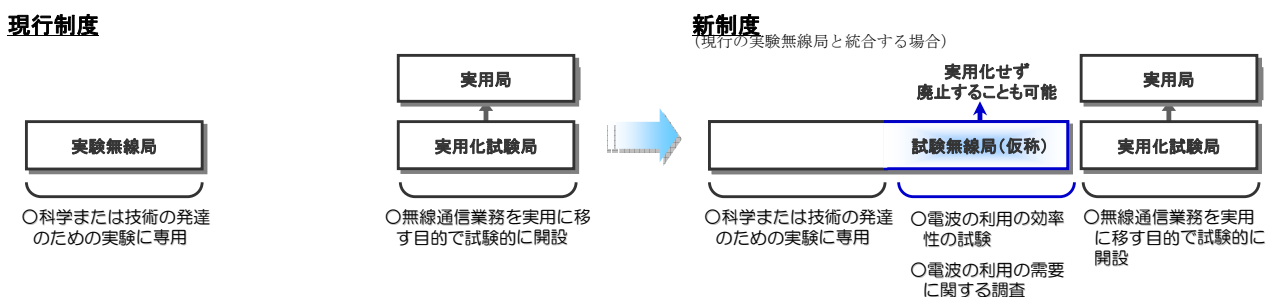
図表8 試験目的の新しい無線局



#### 4 提言 ー 試験無線局（仮称）制度の創設

- (1) 試行的に無線局を開設し、技術的可能性や利用者の需要動向を検証することを可能とするために、通信・放送サービス等に係る技術的な試験や需要動向の調査のために開設する無線局の制度を創設することが重要と考えられる。新しい制度で開設が可能となる無線局（試験無線局（仮称））では、①電波の利用の効率性の試験と②電波の利用の需要に関する調査とができるようにする必要がある。
- (2) 新しく開設が可能となる試験無線局（仮称）においては、①試験無線局（仮称）が経済・社会活動を円滑化させるための業務の開発に資するものであること、②その開設は、一時的なものであり、日本国民の電波利用に対する支障は少ないことから、自国民優先（外国性排除）の原則の適用を行わない（ただし、同原則の適用が加重されている電波法第5条第4項の規定の適用を受ける放送をする無線局を除く。）こととすることが適当と考えられる。
- (3) また、試験無線局（仮称）は、電波の有効利用に資するサービス開発に有効と考えられ、周波数の逼迫への対応に役立つものとしてその普及・拡大を促す必要がある点では現行の実験無線局と同様であり、電波利用料の料額を、現行の実験無線局と同額の500円とすることが適当と考えられる。
- (4) 周波数割当に関しては、試験無線局（仮称）についても、開設の必要性が随時随所で発生するその性質等は実験無線局と同様であることから、周波数割当計画、周波数割当表に定めるところとは別に周波数を割り当てることとすることが適当と考えられる。
- (5) 現在実験無線局について簡易な手続が適用されている特定実験局制度の考え方も、試験無線局（仮称）に適用させることが可能と考えられ、また、適当と考えられる。このようにして創設される特定試験無線局（仮称）制度では、現行の特定実験局と同様、運用される周波数、地域、期間及び空中線電力が前もって告示されることになるが、試験無線局（仮称）が広く開設できるように、他の無線局への支障等が生じない範囲で、できるだけ広くこれら周波数等を告示する運用がなされる必要があると考えられる。

図表9 現行の実験無線局等と新制度における試験無線局（仮称）



〔参考〕自国民優先（外国性排除）原則の適用除外の現行法における考え方

①実験無線局

昭和25年の電波法制定時に、有限希少な電波利用効率を高めることに寄与しているため、適用除外とされた。

②アマチュア無線局

昭和56年の電波法改正により、諸外国、特に先進国で相互主義に基づき外国人等に開設を認める国が多くなってきたこと、諸外国から相互主義で自国民の開設を求めてくる事例が多くなってきたことから、相互主義により適用除外とされた。さらに、平成5年の電波法改正により、相互主義を廃止しても、維持しても、日本人等に無線局の開設が認められる国の範囲に実質的な違いが生じなくなりつつあるため、相互主義を前提とせずに適用除外とされた。

③外国船舶の無線局

昭和25年の電波法制定時に、日本の船舶と同様な活動（産業、経済活動等において必要となる人の移動、物資の運搬等）を行っていることにかんがみ、日本船舶と同様の取扱いをするため、適用除外とされた。

④外国籍航空機の無線局

昭和27年の電波法改正により、日本の航空機と同様な活動（産業、経済活動等において必要となる人の移動、物資の運搬等）を行っていることにかんがみ、日本国籍の航空機と同様の取扱いをするため、適用除外とされた。

⑤大使館等の公用無線局

昭和57年の電波法改正により、我が国の外交活動を円滑に遂行し、国益を確保するとともに在外国民を保護するため我が国の在外公館からの無線通信を確保する必要があることから、相互主義に基づき、適用除外とされた。

⑥陸上移動等関係無線局

昭和59年（陸上移動局・基地局等）、61年（陸上移動中継局等）の電波法改正により、外国人等の経済・社会活動の一層の円滑化に資するため、また、主要国においても無線局の開設が認められていることから、相互主義により、適用除外とされた。平成5年の電波法改正により、相互主義を廃止しても、維持しても、日本人等に無線局の開設が認められる国の範囲に実質的な違いは生じなくなりつつあるため、相互主義を前提とせずに適用除外とされた。

⑦電気通信業務用の無線局

⑧電気通信業務用人工衛星を制御するための無線局

平成6年、9年の電波法改正により、自由貿易体制の維持、促進のため、諸外国の状況も勘案しながら国際的に調和のとれた資本参加の自由化を図る必要があることから、適用除外とされた。

## 第三章 無線局等間の調整の円滑化

### 1 論点

- (1) 近年、周波数が逼迫している中で、新システムによる無線局開設等に際して、既存の無線局との間で妨害を排除するための当事者間調整が必要になる場合が多い。例えば、平成17年に特定基地局開設計画の認定手続きが行われた1.7GHz帯と2GHz帯における第3世代携帯電話の基地局の開設に際しても既存のPHS基地局等の無線局との間で相互調整が行われている。
- (2) このような調整が円滑に進んでいないために新システム・新サービスの導入が円滑に進まないような事態が生じていないか、吟味する必要がある。
- (3) そして、現行制度ではこれらの調整が難航している状況に十分対応できていないのであれば、こういった調整が円滑に進むような制度を設ける等の対処が必要と考えられる。

図表10 最近の無線局等間の調整の事例

開設無線局	既存無線局	調整の内容
第3世代携帯電話の基地局(1.7GHz帯)	PHSの基地局	・第3世代携帯電話の基地局からPHS基地局への干渉の影響を改善するための調整。
第3世代携帯電話の基地局(2GHz帯)	PHSの基地局	・第3世代携帯電話の基地局からPHS基地局への干渉の影響を改善するための調整。
	ルーラル加入者無線システム	・既存無線局との干渉の影響を改善するための調整。
	人工衛星局等の宇宙運用システム	
	W-CDMA及びCDMA2000の基地局	
デジタルMCAの移動局(800MHz帯)	第3世代携帯電話の基地局(800MHz帯)	・第3世代携帯電話の基地局からデジタルMCAの移動局への干渉の影響を改善するための調整。

### 2 現行制度の概要

無線局の新たな開設や変更の際に必要となる無線局の間での調整については、無線局開設希望者と免許人等との間でのやりとりに全面的に委ねられており、これに関する公的な手続き等は、制度的に存在していない。



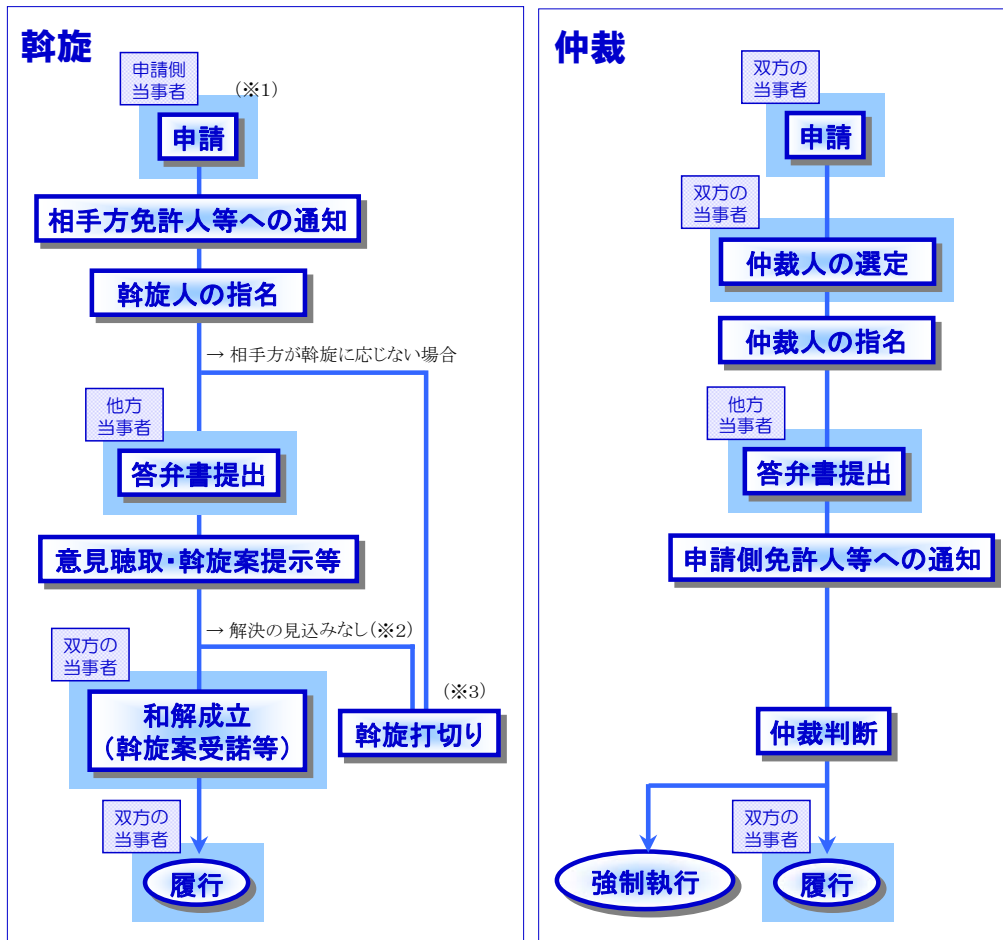
### 3 検討

- (1) 事務局によるアンケート・ヒアリングに際しては、無線局の新たな開設等に際して行われる無線局等間での調整に当たり、次のような困難があるとの意見が寄せられた。
- ① 干渉許容レベルについての認識に差があり、そこで合意を見出すことが困難。
  - ② 上記の許容レベルに対応して具体的に採る妨害回避策として何を行うかの選定において合意を見出すことが困難。  
(妨害回避策の例：出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更)
  - ③ 上記回避策のための費用の負担方法はどうするかについて合意を見出すことが困難。
- (2) 上記意見等によれば、このような調整は、比較的短期間（1箇月から数箇月）で終了する場合もあるが、合意に到ることが困難なため長期化し、1年から2年半程度を要することもあるとのことであった。このような場合に対処するために、第三者による斡旋等の制度を要望する意見があった。このような意見の中には、斡旋等に際して費用負担が重くならないことを要望する意見もあった。
- (3) 周波数が逼迫する中、新しいシステムによる無線局の開設等に際して既存の無線局との間での調整が必要であるのにも関わらず、しばしばこの調整が難航して長期化することであるから、その結果、新しいサービスの導入が困難になったり遅れたりすることもあると考えられ、これを放置することは、電波の有効利用や経済・社会活動の円滑化の視点から好ましいものではない。
- (4) このような観点から、新しいサービスの実現等のための無線局の円滑な開設等に向けて、無線局開設者等と既存無線局との間の調整の円滑化が重要であり、そのための手段として、第三者的な立場からの斡旋・仲裁の導入の導入が要望されていることにも耳を傾ける必要がある。

#### 4 提言 — 斡旋・仲裁制度の導入

(1) 新しいサービスの実現等のための無線局の円滑な開設等に向けて、無線局等の間で行われる調整について第三者が斡旋・仲裁を行う手続を創設することが望ましいと考えられる。

図表 1 1 斡旋手続と仲裁手続のフロー

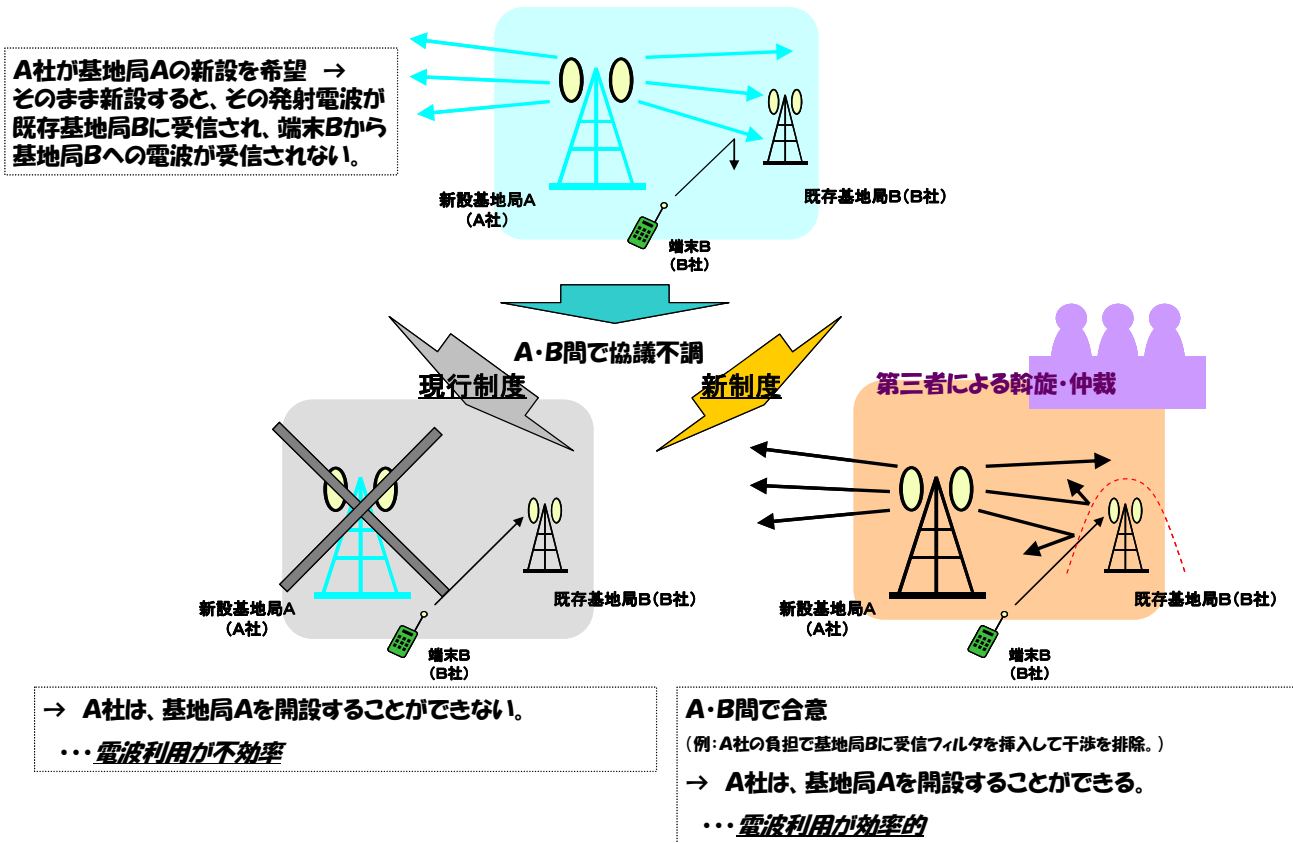


※1: 不当な目的でみだりに斡旋の申請をしたと認められるとき等を除き、手続を行う。  
 ※2: ①斡旋案を受諾拒否したとき、②双方の意見の隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難な場合等。  
 ※3: 仲裁の申請があった場合にも、斡旋手続は打ち切られる。

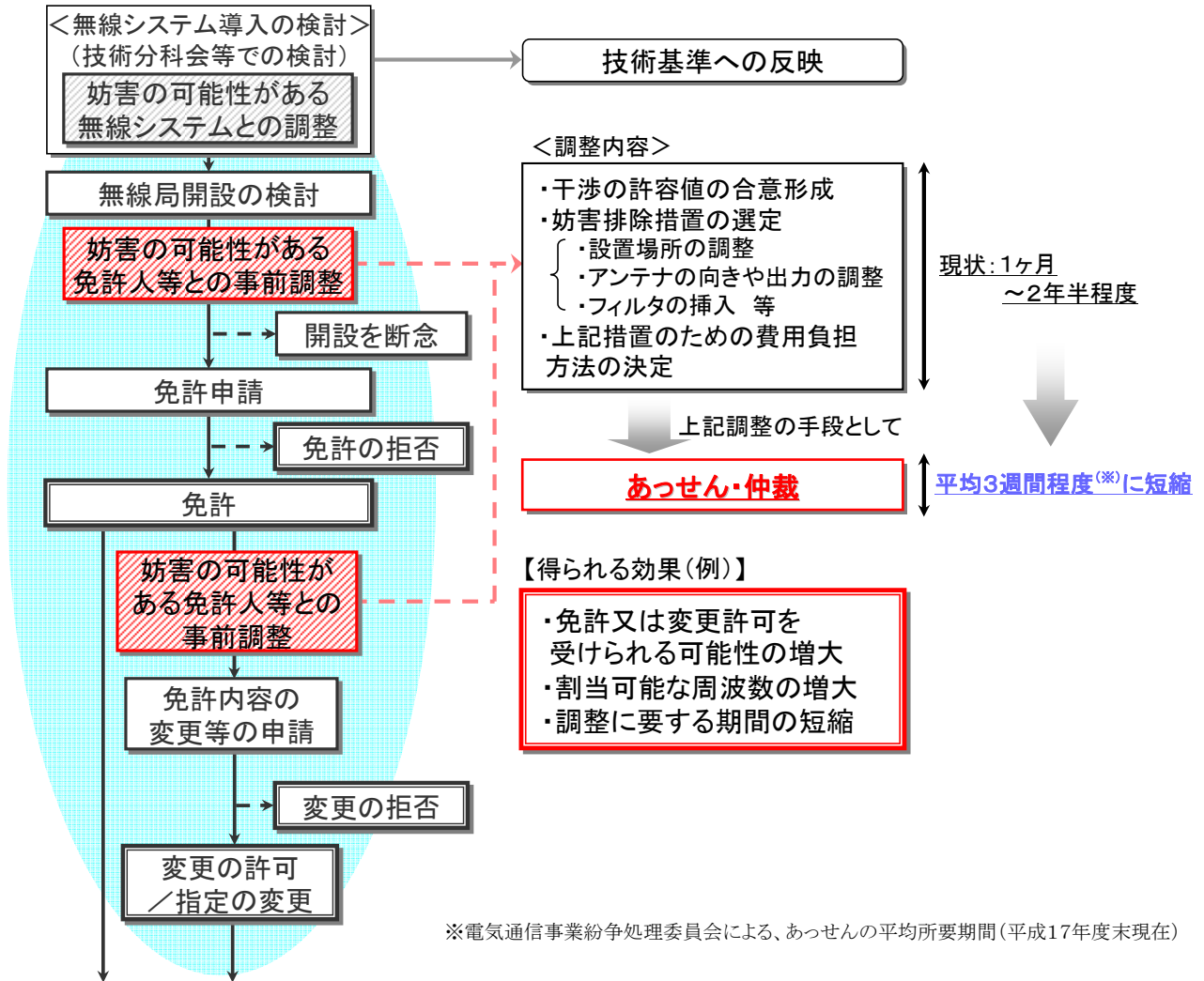
(2) この第三者は、サービス提供等のために行う無線局の開設や変更の際に既存無線局との間で行われる妨害排除措置に関する協議が不調等の場合に、申請を受けて斡旋・仲裁を行うものとし、それらを通じて当事者間の有効な解決を促すものとするのが適当と考えられる。

(3) 上記の斡旋・仲裁を行う「第三者」については、①紛争当事者及び免許当局からも一定の中立性を確保できること、②過度な費用負担を紛争当事者に課すものではないこと、③電波利用に関する専門家を擁するものであることが望ましいと考えられる。これを考慮して、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条に規定されるいわゆる八条機関において、電波利用に関する専門家を配置し、当事者間の調整を促す斡旋・仲裁の手続を行うこととするのは、電波利用への信頼性を確保する中で新しいサービスの迅速な導入等を促すことになるものであり、有用と考えられる。ただし、その場合には、その機関に対して、無線局についての行政を行う総務省の部局から、斡旋・仲裁手続における調査等について必要な助力が得られるよう、その連携体制を十分に構築することが必要と考えられる。

図表12 斡旋・仲裁の想定事例



〔参考〕無線局開設手続と斡旋・仲裁



## 第IV章 新システム導入手続の迅速化

### 1 論点

新しい技術的条件による無線局を開設するためには、通常、新たな技術基準を策定する手続が必要となる。新しいシステムによるサービスの導入には迅速性が重要であり、時間や手間をこれまでよりもかけずに上記の手続を進めることができないか、検証する必要がある。

### 2 現行制度の概要

- (1) 無線局における電波利用において、電波の混信が回避され、周波数の効率的利用が確保されるために、電波法では、第三章の規定において無線設備に関する技術基準を規定している。そして、その規定を受けて、更にその詳細が、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）その他の省令と関係告示において定められている。
- (2) 無線局の開設に際しては、免許を要する無線局については、免許手続において、ここで定められる技術基準への適合性が審査される（電波法第7条第1項・第2項）。登録手続の対象となっている無線局や、免許・登録を要しない無線局（免許等不要局）についても、発射する電波が著しく微弱な免許等不要局を除いて、すべて、技術基準に適合することが求められる。
- (3) 技術基準を定める無線設備規則のうち、第四章の規定においては、「業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件」として、システム毎に必要な技術基準が規定されており、新しいシステムが開発され、これを技術基準として規定する必要が生じる度に、同章の条項の改廃が必要になってくる。また、この改廃に当たっては、無線設備規則の他の条項や、無線設備規則以外の省令についても改廃が必要になることが殆どであり、更に、関連の告示についても、その制定・変更がしばしば必要となる。
- (4) 省令の改正については、技術基準策定のためのものをはじめ国民の権利義務に関わるものについては、例外なく電波監理審議会への諮問及び同審議会による意見聴取が必要とされている（電波法第99条の11第1項、第99条の12第1項）。

図表13 電波監理審議会への諮問事項（電波法第99条の11第1項）

- |  |
|--|
| <p>(1)総務省令の制定・変更・廃止(第1号)</p> <p>(2)放送用周波数使用計画の制定・変更、周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用程度の評価、開設指針の制定・変更及び特定公示局の制定・変更(第2号)</p> <p>(3)取消処分(第3号)</p> <p>(4)予備免許、変更許可、包括免許、開設計画認定等(第4号)</p> <p>※(4)のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては諮問せずに措置が可能(電波法第99条の11第2項)</p> <p>(1)、(3)・・・意見の聴取を行わなければならない。(電波法第99条の12第1項)</p> <p>(2)、(4)・・・電波監理審議会が必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。<br/>(電波法第99条の12第2項)</p> |
|--|

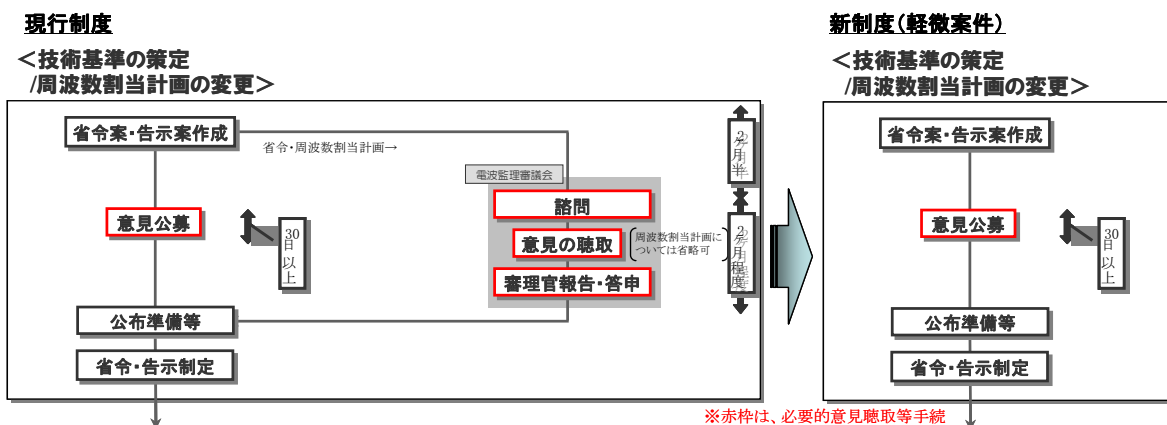
### 3 検討

- (1) 事務局によるアンケート・ヒアリングに際して寄せられた意見では、技術基準の策定に関して、関係者からの意見聴取と十分な検討がなされることが必要であるとするものが大勢であった。ただし、他方で、手続の効率化などにより、技術基準の策定に要する期間の短縮に期待する意見も寄せられた。
- (2) 技術基準策定手続の簡素化及び迅速化の方策としては、①技術基準を策定する省令規定自体の簡素化と、②必須手続である電波監理審議会への諮問及び意見聴取の手続の見直しとが考えられる。
- (3) 無線設備規則等の省令の規定については、これにより確保されている電波の妨害の排除や能率的利用について支障が生じないように簡素化することができるのであれば、新システム導入に伴う所要の手続の簡素化と迅速化を図ることができると考えられる。
- (4) 電波監理審議会の審議及び意見聴取の手続には、省令改正に当たって利害関係者に意見陳述の機会を与え、公正中立な立場からの審議と答申が確保される重要な意義があるが、この機能を損ねることなく、手続の迅速化を図ることができるのであれば、安心な電波利用を維持しつつ新システムの早期の実用化が図られることになる。
- (5) そのための方策としては、電波監理審議会自身が、一定の基準により重み付けを行うこと等により、比較的重要な事項については審議時間を割いて十分な審議を行う一方で、軽微なものと認める事項については、審議・意見聴取を要しないことと判断することができるような制度を実現させることが考えられる。

#### 4 提言 — 省令等の電波監理審議会諮問・意見聴取の見直し等

- (1) 技術基準策定手続の簡素化及び迅速化のために、①無線設備規則等の規定を簡素化し、②電波監理審議会への諮問及び意見聴取の手続を見直すことが必要と考えられる。
- (2) 無線設備規則等の簡素化方策としては、次の考え方によることが考えられる。
- ① 義務的規定として規定する必要のない規定については、省令から規定を除外する。
  - ② 現行において別途定量的な規定が置いてあるもので、これを確保する方法を指示する規定については、省令から当該指示する規定を除外する。
  - ③ 現行において個別的な数値等を直接省令に規定しているものについては、可能な限り、省令において基本的な考え方を規定することとし、細目については告示等で規定することとする。
  - ④ その他、現状においては必ずしも規定を要しなくなったと思われる規定については、省令から規定を除外する。
- (3) 電波監理審議会への諮問及び意見聴取の手続については、技術基準策定等のための省令の制定・改廃について、同審議会が軽微な事項と認めるもの（例えば、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理などが想定される。）は、諮問・意見聴取を要しないものとするのが適当と考えられる。他方で、国民の権利・義務に関し影響の大きい省令の改廃など、同審議会が重要な事項と認めるものについては、重点的な審議を行うこととするのが適当と考えられる。

図表14 技術基準策定手続等の見直し





〔参考〕情報通信分野において、省令の制定・改廃について諮問する旨が法定されている審議会

・情報通信分野において、省令の制定・改廃について諮問を要する旨が法定されている審議会は、電波監理審議会及び情報通信審議会である。

・情報通信分野では、5つの法律が省令の制定・改廃につき審議会への諮問を規定している。このうち、電波法を除く4法では、審議会が軽微な事項と認めるものについては、諮問を要しないと定めている。

審議会名	諮問の根拠		軽微事項についての規定	
	法律名	条項		
電波監理審議会	電波法(昭和25年法律第131号)	第99条の11第1項第1号	×	—
	放送法(昭和25年法律第132号)	第53条の10第1項第6号	○	<u>同条第2項</u>
	電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)	第18条第1項第1号	○	<u>同条第2項</u>
情報通信審議会	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	第169条第4号	○	<u>同条但書</u>
	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)	第26条の2第5号	○	<u>同条但書</u>

## 第V章 電波の柔軟な利用

### 1 論点

- (1) 無線局の運用は、現行制度では当該無線局の免許人等によって行われることとされている。
- (2) 電波利用の形態が多様化する中で、多様な経済活動・社会活動と連動して電波利用の需要も動的に発生していると考えられる。そういった需要の中には、突発的に発生するものや、臨時的・一時的に生じるものもあると思われる。そういったものも含めて、当面する需要に應えるために適した者において無線局の運用が臨機応変に行われることが求められる場面が存在する可能性がある。
- (3) このような場面について、新サービス等の展開の制約を緩和・解消できるような制度の見直しを行うことが必要ないか、検証する必要がある。

### 2 現行制度の概要

- (1) 現行の電波法では、無線局の運用は、当該無線局の免許人等によって行われることが前提とされており、当該免許人等以外の者が運用を行った場合には処罰される旨が規定されている。

#### 《参考》

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設し、又は運用した者
- 二～九 （略）

- (2) 電波法は、この規定によって、無線局の運用が当該無線局の開設等の際し審査を経た者によって行われることを確保し、それによって無線局運用者の適格性を図ろうとしたものと考えられる。

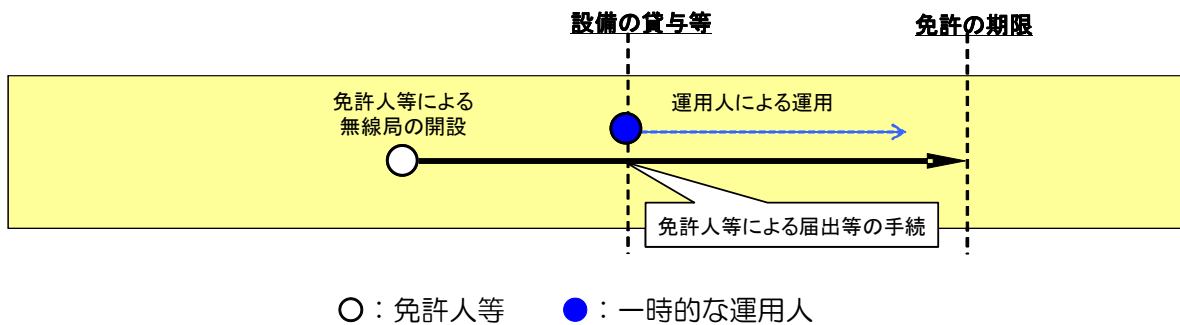
### 3 検討

- (1) 事務局によるアンケート・ヒアリングに際しては、電波の次のような利用形態を実現するための運用者の一時的変更を要望する意見が寄せられた。
  - ・ 屋内無線局のサービス利用者側による運用
  - ・ イベント会場、建設現場、選挙活動等における簡易無線設備の貸出し
  - ・ 災害時等における応援者への無線設備の貸出し
  
- (2) 免許人等と運用者とを一致させる現行制度の原則は、無線局の管理を適格者に委ねることとする考え方による妥当なものであり、その原則自体は、引き続き維持することが必要と考えられる。
  
- (3) 他方で、免許人等以外の者が免許人等と合意の上で無線局を一時的に運用することができるのであれば、
  - ① 運用の効率的な分担を通じて、無線局の面的な展開を円滑に行うことができるようになったり、
  - ② 無線設備の貸与等を通じて1) 短期的・臨時的な電波利用ニーズに即応したり、2) 非常時における関係者の連携等を確保したりすることができることが期待できる。換言すれば、従来できなかった新しいサービス提供形態が創出されてくる余地が多分に見込まれるようになるということである。
  
- (4) 無線局の中には、無線設備の機能または簡易な操作により比較的容易に電波の干渉を排除することができるものもある。そういったものの中には、無線局の運用者を厳格な基準により選定する必要がないものもあると考えられる。そのようなものについては、市場の需要に即して、簡易な手続の下で無線局運用者の一時的な変更を認めることが適当なものもあると考えられる。
  
- (5) そのような無線局について運用者の一時的変更を認める制度を創設するに当たっては、運用者の変更の円滑性が確保されるように、次の点が確保されることが重要である。
  - ① 手続が簡便で、需要の発生に即応することができるものであること
  - ② その手続が、無線局の運用に断絶が生じかねない無線局の廃止を伴うことのないものであること
  - ③ 免許人等と合意した者が運用することが担保されるものであること
  
- (6) また、このような制度の創設に当たって、責任ある電波利用が行われるように、運用者の変更に際して電波法令の求める無線局運用等の適正性を確保する責任の所在を明確にする必要がある。

#### 4 提言 — 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設

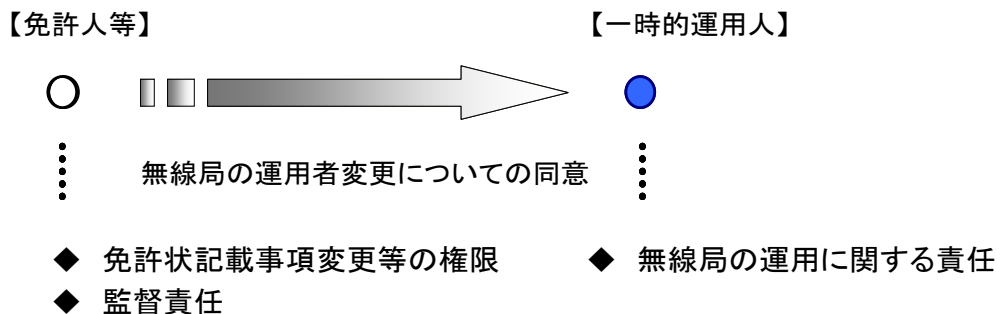
- (1) 多様な経済活動・社会活動と連動して動的に発生する電波利用への需要に的確に対応できるように、一定の無線局について、免許人等が無線局の廃止を行うことなく一時的に当該無線局を他者に運用させることができる制度を創設することが適当と考えられる。

図表15 無線局運用者の一時的変更



- (2) 制度の適用対象無線局は、後に見るように電波干渉の排除が比較的容易に行えるものであって、運用者の資格を厳密に捉える必要がないものとし、それに伴い、運用者の変更の際しても手続が届出等の簡便なもので足りるようにすることが適当と考えられる。
- (3) 免許人等から一時的な運用者に対しては、必要なインストラクション等とそれを前提とした運用者変更の同意とが行われるようにする必要がある。
- (4) また、実際の運用に当たっては、運用者による責任のある対応が行われるようにする必要がある。これを担保するために、無線局の運用を免許人等以外の者が行うときの責任分担は、①免許人等が運用者を適正に監督する責任を負うこととし、また、②無線局の運用責任については実際の運用者が担うこととすることが必要と考えられる。

図表16 無線局運用者の一時的変更の際しての責任の分担

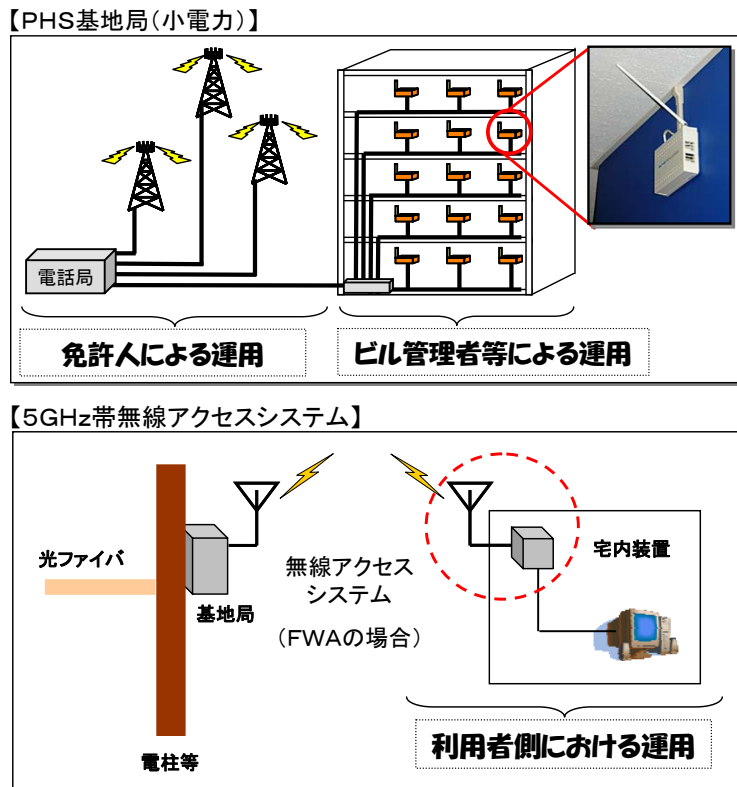


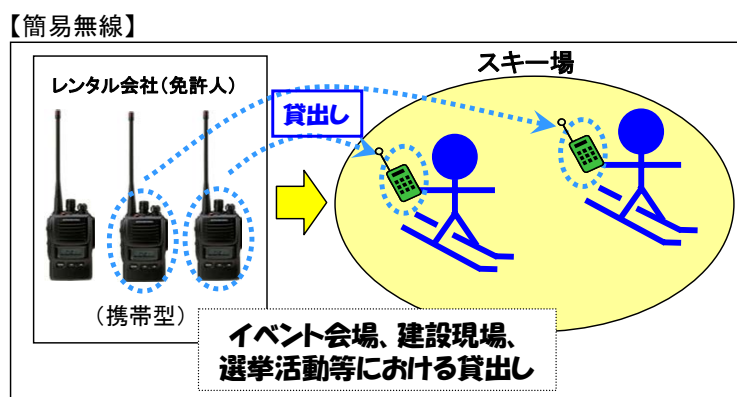
(5) 新制度の適用となる対象は、本制度についての要望の内容を考慮して、通常時と非常時とで分けて考えることが適当と考えられる。

(6) 通常時については、無線設備の機能または簡易な操作により電波の干渉を排除することが比較的確実にできる無線局を適用対象とすることが適当と考えられる。

- サービス展開のために面的に展開していく必要がある無線局（PHS基地局（10mW以下）や5GHz帯無線アクセスシステム（無線LAN、FWA等）の無線局等）については、この制度の適用により、電気通信事業者と利用者側（ビル管理者等）とで無線局の開設と運用の効率的な分担を行うことができるようになると思われる。これによって、モバイルサービスや端末回線を利用するブロードバンドの通信・放送サービスなどの面的展開がより効率的に進められることが期待される。
- イベント会場や建設現場、選挙活動等における簡易な電波利用ニーズに対応することに適した携帯型等の簡易無線局については、新制度の適用により無線設備の貸与等を受けて運用することが可能となり、短期的・臨時的な電波利用ニーズに即応できるようになると考えられる。

図表17 新制度の適用想定事例（通常時）

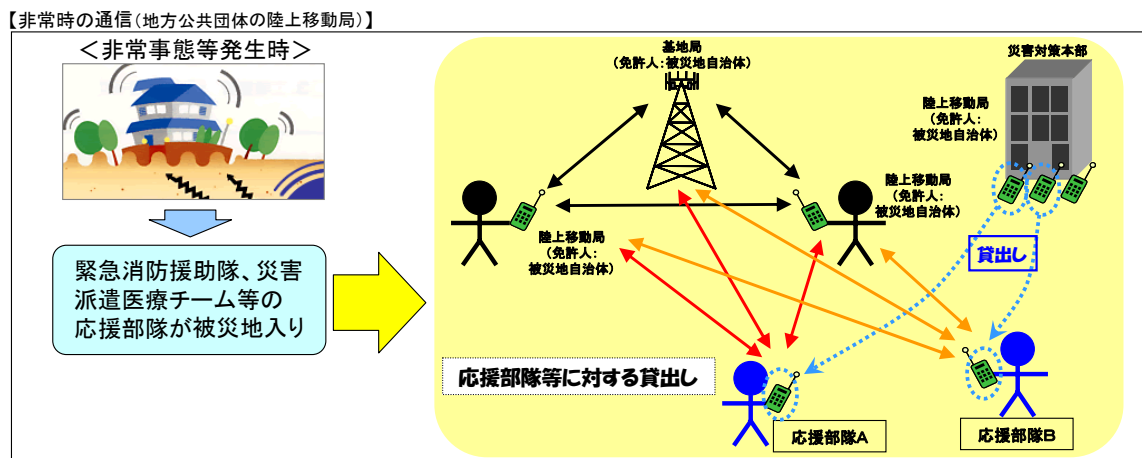




(7) 非常時の通信<sup>13</sup>については、通常時よりもやや広く、電波の干渉を排除することが簡単な操作等により比較的容易にできる無線局を含め、適用対象とすることが適当と考えられる。

- ・ 地方公共団体の陸上移動局、MCA<sup>14</sup>の陸上移動局等のような、操作が比較的簡易にできる無線局については、新制度の適用により、非常時に応援者や近接する地方公共団体等に設備を貸与して、相互に連絡を取り合い、連携して防災や復旧に当たることができると考えられる。

図表18 新制度の適用想定事例（非常時）



<sup>13</sup> 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信

<sup>14</sup> Multi Channel Accessの略。

## 第Ⅵ章 電波法制の見直し

- (1) 前章までで述べてきた提言の実現には、無線設備規則等の簡素化のように省令以下での対応で可能なものもあるが、その他については、法律の改正を要すると考えられる。
- (2) 技術革新の動きは速く、これを実地に移していく動きについても、迅速な対応が求められる。そのすべての基盤になるもののひとつが法律をはじめとする制度であり、その時宜に適った迅速な見直しが行われないと、その分経済・社会の発展への動きが停滞しかねないことになる。
- (3) 本報告書の提言する制度の見直しが、関係各位の努力によって、できるだけ迅速に行われるよう要請する。